

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく 許可申請等の手引き

令和7年10月

高松市

この手引きは、高松市における宅地造成及び特定盛土等規制法(以下「盛土規制法」という。)の許可申請等の手続きをする場合の取扱いを示したものです。

本手引きに記載の法令名等は、次のとおり省略しています。

法	宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)
政令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)
省令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)
細則	高松市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則(令和7年高松市規則第56号)

【目 次】

1	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可概要	1
(1)	工事の許可の趣旨	1
(2)	宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域	2
(3)	手続きの要否の判定	3
(4)	許可を要する工事	4
(5)	届出を要する工事(特定盛土等規制区域内のみ)	5
(6)	規制対象行為の考え方	5
ア	盛土又は切土を行う面積等について	5
イ	土石の堆積を行う原地盤面について	5
ウ	盛土等の一体性について	6
エ	規制区域がまたがる場合の取り扱い	7
(7)	規制対象外又は許可・届出を要しない工事	8
ア	規制対象外工事	8
イ	許可・届出を要しない工事	9
ウ	その他法の対象外となる行為	11
(8)	みなし許可について	14
ア	国、県又は中核市の特例(法第15条第1項、第34条第1項)	14
イ	都市計画法の開発許可との関係(法第15条第2項、第16条第5項、第34条第2項、第35条第5項)	15
(9)	関係法令	16
(10)	土地の保全(法第22条、第41条)	17
2	工事の技術的基準及び設計者資格	18
(1)	宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準	18
(2)	土石の堆積に関する工事の技術的基準	19
(3)	設計者の資格	20
3	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請等	21
(1)	手続きの流れ	21
(2)	事前相談	23
(3)	住民への周知(法第11条、第29条)	24
(4)	工事主の資力・信用(法第12条第2項第2号、第30条第2項第2号)	26
(5)	工事施行者の能力(法第12条第2項第3号、第30条第2項第3号)	26
(6)	土地所有者等の同意(法第12条第2項第4号、第30条第2項第4号)	26
(7)	許可申請又は届出に必要な書類等	27
ア	許可申請書等の必要部数	27
イ	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請に必要な書類・図面(法第12条、第30条)	27
ウ	土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類・図面(法第12条、第30条)	30
エ	特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に必要な書類・図面(法第27条)	32

オ	許可申請書作成要領	33
(8)	標準処理期間	38
(9)	申請手数料	38
(10)	許可等情報の公表	41
4	工事施行中の手続き	42
(1)	標識の掲示(法第49条)	42
(2)	工事の着手届	42
(3)	工事施行者の選定の届出[原則、公共工事に関する取り扱い]	42
(4)	定期の報告(法第19条、第38条)	43
(5)	変更の許可等(法第16条、第35条)	44
(6)	変更の届出(法第28条)	45
(7)	工事の工程の変更の届出	45
5	検査等	46
(1)	中間検査(法第18条、第37条)	46
(2)	完了検査等(法第17条、第36条)	46
6	その他の届出等が必要となる工事	48
(1)	規制区域指定の際の工事に関する届出(法第21条第1項、第40条第1項)	48
(2)	擁壁等に関する工事(除却工事)の届出(法第21条第3項、第40条第3項)	50
(3)	公共施設用地の転用の届出(法第21条第4項、第40条第4項)	50
(4)	法に適合していることの証明書の交付(省令第88条)	50
7	様式等一覧	51

1 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可概要

(1) 工事の許可の趣旨

法に基づく「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」において、新規に行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、災害の防止のために必要な規制を行うための許可制度です。

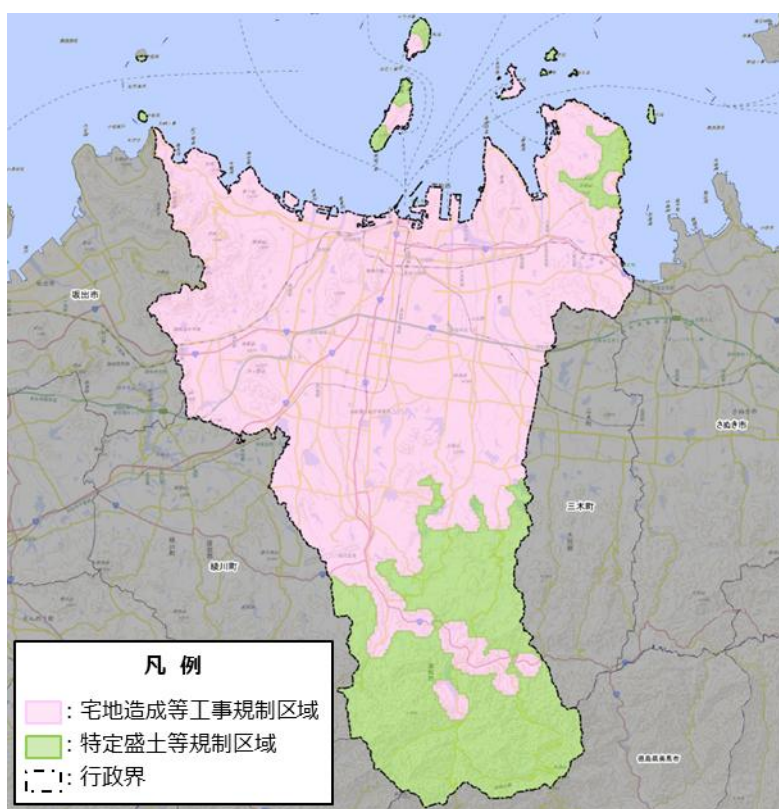
本手引き内の用語の定義は下表のとおりです。

用語	定義
宅地	次に掲げる土地以外の土地をいいます。 農地、採草牧草地、森林、道路、公園、河川、公共の用に供する施設の用に供されている土地
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更をいいます。
特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものをいいます。
土石	土砂若しくは岩石又はこれらの混合物をいいます。
土砂	「土石」のうち「土砂」とは、次の①から⑤までのいずれかに該当するものをいいます。 ① 地盤を構成する材料のうち、粒径75ミリメートル未満の礫、砂、シルト及び粘土(以下「土」といいます。) ② 地盤を構成する材料のうち、粒径75ミリメートル以上のもの(以下「石」といいます。)を破碎すること等により土と同等の性状にしたもの ③ 地盤を構成する材料のうち、土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入したもの ④ 土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材、吸水効果を有する有機材料又は無機材料等の土質性状を改良する材料その他の性状改良材を混合等したもの ⑤ 建設廃棄物等の建設副産物(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第2項に規定する副産物のうち建設工事に伴うもの)を土と同等の性状にしたもの
岩石	「土石」のうち「岩石」とは、石のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたものをいいます。
土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積(土石を積み重ねたもの)で政令第4条で定めるもの(許可等を要する規模に該当するもの)をいいます。(一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限りません。) 次に掲げるものについては法の規制対象となりません。 ① 試験、検査等のための試料の堆積 ② 屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における土石の堆積 ③ 岩石のみを堆積する土石の堆積であって勾配が30度以下のもの ④ 主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積 なお、主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等については、敷地内に商品又は製品の原材料となる土石を堆積する場合や、商品又は製品である土石を堆積する場合のいずれにおいても規制対象となります。
宅地造成等	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積をいいます。
農地等	農地、採草牧草地及び森林をいいます。

用語	定義
崖	地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のものをいいます。(政令第1条)
宅地造成等 工事規制区域	市街地や集落、その周辺など、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアをいいます。
特定盛土等 規制区域	市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、特定盛土等又は土石の堆積の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアをいいます。
擁壁等	擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地すべり抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留をいいます。

(2) 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域

ア 規制区域図



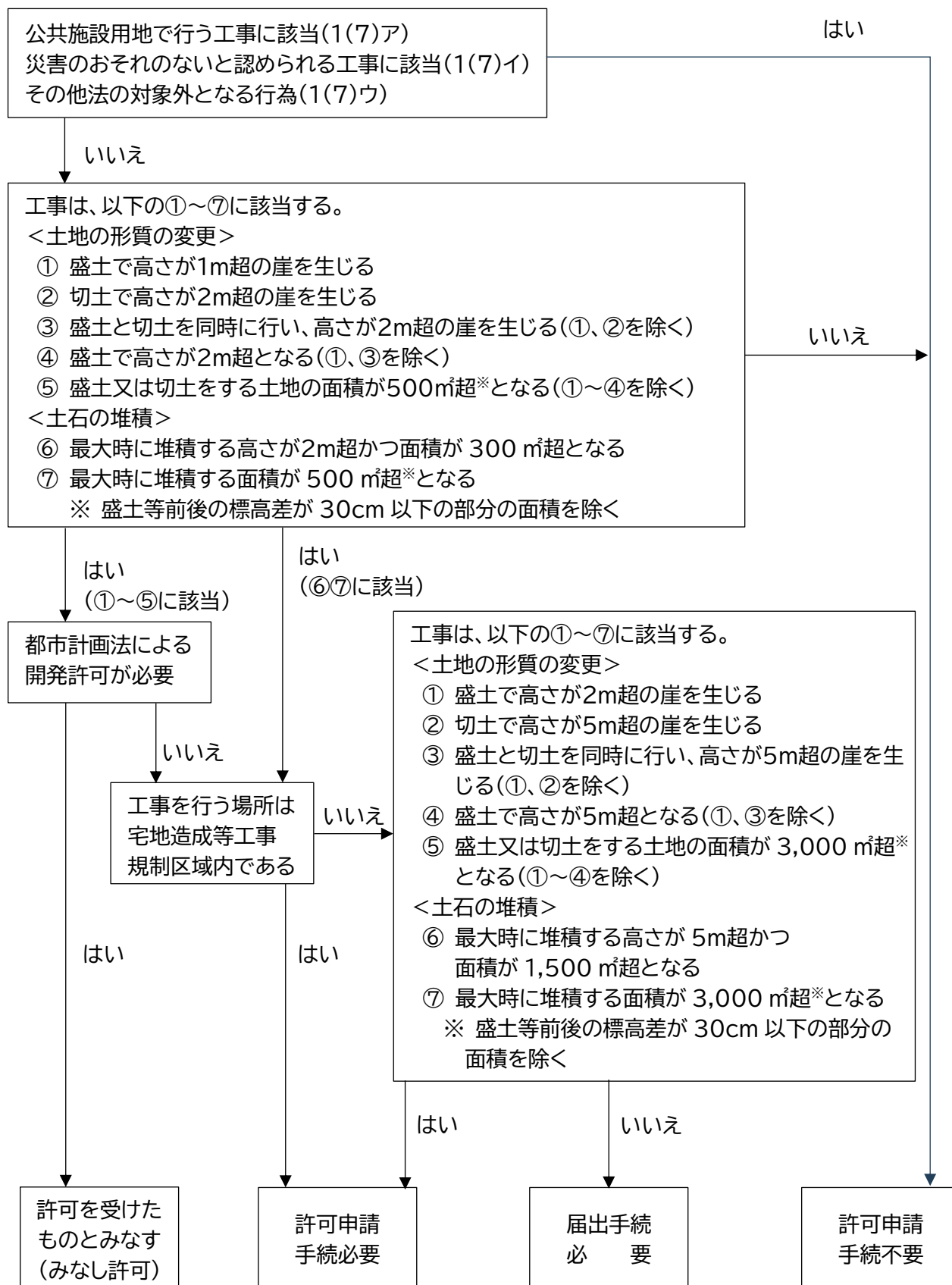
イ 規制区域指定状況

(令和7年10月1日指定)

規制区域図等は高松市ホームページで公表しています。

<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/toshikeikaku/kyoka/moridokisei.html>

(3) 手続きの要否の判定



(4) 許可を要する工事

規制区域内で行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で一定の規模を超えるものが次のとおり対象となります。宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域で対象規模が異なります。

区域	行為	許可	
宅地造成等工事規制区域	土地の形質の変更(盛土・切土)	要件	①盛土で高さが 1m超 の崖を生ずるもの
		イメージ図	
		要件	②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの
		イメージ図	
		要件	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 の崖を生ずるもの (①、②を除く)
		イメージ図	
	一時的な土石の堆積	要件	④盛土で高さが 2m超 となるもの (①、③を除く)
		イメージ図	
		要件	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 ※1となるもの (①～④を除く)
		イメージ図	
	一時的な土石の堆積	要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 ※2となるもの
		イメージ図	
		要件	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 ※2となるもの
		イメージ図	

区域	行為	届出	許可
特定盛土等規制区域	土地の形質の変更(盛土・切土)	要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの
		イメージ図	
		要件	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの
		イメージ図	
		要件	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの (①、②を除く)
		イメージ図	
	一時的な土石の堆積	要件	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの (①、③を除く)
		イメージ図	
		要件	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 ※1となるもの (①～④を除く)
		イメージ図	
	一時的な土石の堆積	要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 ※2となるもの
		イメージ図	
		要件	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 ※2となるもの
		イメージ図	

※1 盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差が 30 cm以下の部分を除く。

※2 土石の堆積を行う土地の地盤面と堆積した土石の表面の標高との差が 30 cm以下の部分を除く。

(5) 届出を要する工事(特定盛土等規制区域内のみ)

特定盛土等規制区域内において行われる工事のうち、許可申請が必要な規模には至らないが、下表の規模に該当する特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、工事に着手する30日前までに当該工事について、届出書を提出する必要があります。

なお、法第30条第1項による許可を受けるときは、本条による届出を提出する必要はありません。

<届出が必要な工事の規模>

区域	行為	届出が必要となる盛土・切土の規模
特定盛土等 規制区域	特定盛土等 (宅地造成も含む)	① 盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの ② 切土で高さが2m超の崖を生ずるもの ③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの (①、②を除く) ④ 盛土で高さが2m超となるもの(①、③を除く) ⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの (①～④を除く)
	土石の堆積	① 最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの ② 最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの(①を除く)

(6) 規制対象行為の考え方

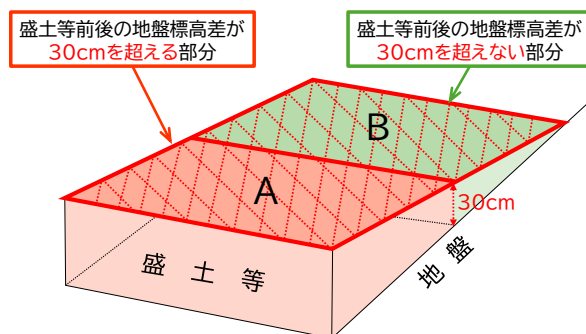
ア 盛土又は切土を行う面積等について

- ・ 盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差が30cm以下の場合は、災害の発生のおそれがないと認められる工事として許可等不要とされています(政令第3条第5号関係)。

- ・ 盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差が30cm以下の部分と30cmを超える部分がある工事を行う場合は、盛土等を行う前後の地盤面の標高差が30cmを超える部分(右図のAの部分)の面積が規制対象規模以上となる場合は、許可又は届出が必要となります。

なお、上記の考え方に基づき規制対象となった場合は、全体として土地の形質の変更が生じているものとし、30cm以下の部分も含めて許可等を受ける必要があります。(右図のA+Bの部分)

- ・ アスファルトやコンクリートによる舗装を行う場合、舗装及び路盤は、構造物として取り扱うため、当該部分の厚みは盛土とは取り扱わないことができます。

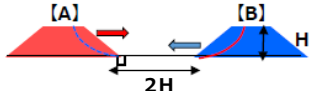
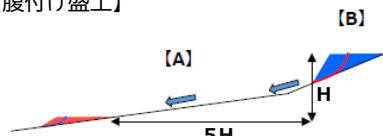
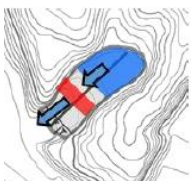
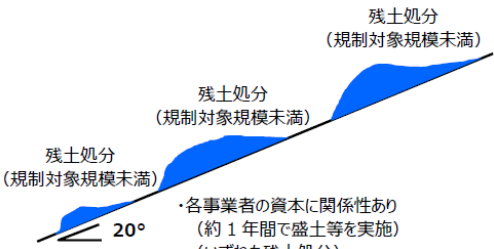
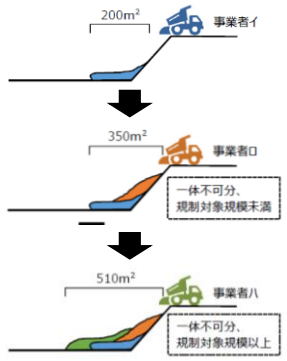


イ 土石の堆積を行う原地盤面について

- ・ 原地盤面については、堆積する地盤の一部に凹凸がある場合、「土石の堆積を行う土地」の周囲に設ける「空地」の両端をつなぐ直線を仮想の地盤面とし、当該地盤面から堆積の高さを測るものとします。

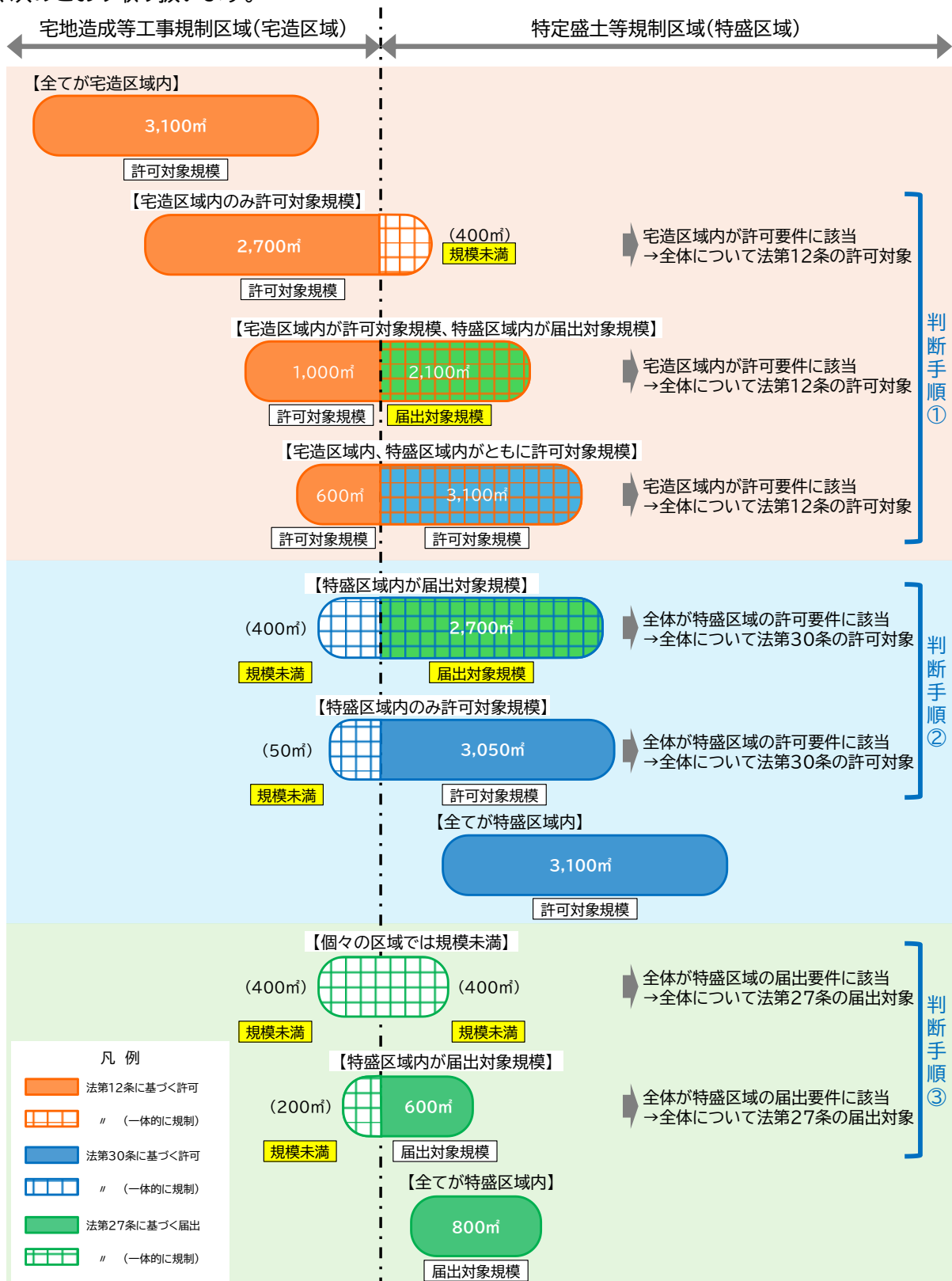
ウ 盛土等の一体性について

盛土等の工事が完了又は工事中の土地やその近接地等において行われる盛土等の一体性は、「事業者の同一性」、「物理的一体性」、「機能的一体性」、「時期的近接性」の観点から、総合的に判断し、一体性が認められる盛土等については、全体が規制対象規模を超える場合には、規制対象となります。

項目	基準
事業者の同一性	事業者が実質的に同一主体と認められる場合であり、同一の事業者が行う場合のほか、異なる名義の事業者であっても親子会社等の関連性がある事業者が行う場合や同一人物が複数の名義で行っている場合など。
物理的一体性	① 複数の盛土等が「隣接」しており、外形上一体の盛土等を形成する場合 ② 複数の盛土等が「近接」しており、盛土等が崩落した場合に他方の盛土等に作用し、「両者の盛土等が一体して崩落や土石流化するおそれ」又は「他方の盛土等の安全性に影響を及ぼし得るおそれ」のある場合 【物理的一体性の「近接」に該当する場合の例】 【平地盛土】  【判断基準】 盛土間の離隔が2H以内の場合 【腹付け盛土】  【判断基準】 盛土間の離隔が5H以内の場合 【谷埋め盛土】  【判断基準】 溪流等において盛土が上下に位置する場合 ③ 同じ場所に盛土等が繰り返し行われ、混然一体となり「一体不可分」となる場合
機能的一体性	事業的、計画的に行われる等、同じ目的をもって複数の盛土等が行われた土地が利用され、相互に関連している場合
時期的近接性	盛土等を行う時期が近い場合
【一体の盛土等と認められる場合の例】	
 ・各事業者の資本に係りあり (約1年間で盛土等を実施) (いずれも残土処分) ・盛土等は溪床勾配 20°の同じ溪流に位置 	

エ 規制区域がまたがる場合の取り扱い

盛土等を行う土地が宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域にまたがる場合の許可等の可否は、次のとおり取り扱います。



(7) 規制対象外又は許可・届出を要しない工事

ア 規制対象外工事

区 分	内 容
公共施設用地※1で行う工事 〔法第2条第1号 政令第2条 省令第1条〕	● 道路※2、公園※3、河川 ● 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池※4、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設 ● 国又は地方公共団体が管理する次の施設 学校※5、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

※1 公共施設用地は、現に公共施設が存在する土地に加え、公共施設の用に供されることが決定している土地を含みます。

※2 道路

- ・ 道路とは、道路法による道路等の、国又は地方公共団体が管理又は監督する道路が該当します。
- ・ 私道は、私人により管理・監督されることから、通常は規制対象となります
- ・ 農道や里道(法定外公共物)は、公的機関が関与する仕組みが明確化されていないことから、通常は規制対象となりますが、最終的には国又は地方公共団体における管理の状況等を踏まえて判断します。

※3 公園

- ・ 公園には、都市公園法(昭和31年法律第79号)による公園、国又は地方公共団体が管理する公園や自然公園法(昭和32年法律第161号)第10条第1項及び第2項並びに第16条第1項及び第2項に基づき公園事業として国又は地方公共団体が執行する施設を含みます。

※4 農業用ため池

- ・ 農業用ため池の管理及び保全に関する法律(ため池法)第2条第1項の要件に適合する農業用ため池は規制対象外となります。当該所有者・管理者は、適正管理義務が課せられ、安全の確保に関して公的監視を受けていることから、個人や集落等が所有・管理する農業用ため池も、公共施設用地として取り扱い、規制対象外となります。

※5 学校

- ・ 国又は地方公共団体が管理するものを規制対象外としていることから、私立学校は規制対象となります。
- ・ 幼稚園は学校教育法に基づく学校であるため、公立の場合は規制対象外となります。

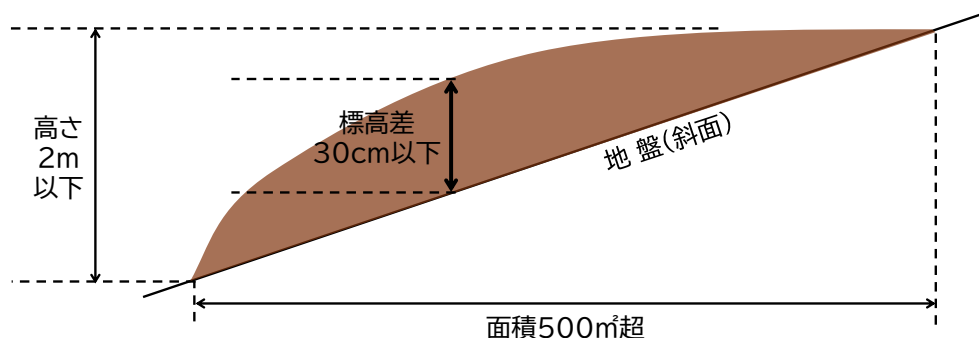
イ 許可・届出を要しない工事

区 分	内 容
災害の発生のおそれがないと認められる工事 〔法第12条第1項ただし書 法第27条第1項ただし書 法第30条第1項ただし書 政令第5条第1項 政令第27条 政令第29条第1項 省令第8条〕	● 鉱山保安法に基づく鉱物の採取(鉱業上使用する特定施設の設置の工事等) ● 鉱業法に基づく鉱物の採取(許可を受けた施業案の実施に係る工事) ● 採石法に基づく岩石の採取(許可を受けた採取計画に係る工事) ● 砂利採取法に基づく砂利の採取(許可を受けた採取計画に係る工事) ● 土地改良法に基づく土地改良事業(農業用排水排水施設の新設等)等 ● 火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等 ● 家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却 ● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等 ● 土壌対策汚染法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等 ● 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法 に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分 ● 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事※¹ ● 国、地方公共団体、一定の国みなし法人(地方住宅供給公社、土地開発公社、日本下水道事業団、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構、(独)水資源機構、(独)都市再生機構)が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ● 宅地造成又は特定盛土等(政令第3条第5号の盛土又は切土に限る。)に関する工事 ・ 高さ2m以下かつ面積500㎡超の盛土又は切土であって、盛土又は切土をする厚さ(前後の地盤面の標高差)が30cmを超えないものを行う工事(厚さが30cmを超える面積が500㎡超の場合は、許可又は届出が必要。)*² ● 次に掲げる土石の堆積に関する工事 ・ 政令第4条第1号の土石の堆積(高さ2m超)であって、土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの*³ ・ 政令第4条第2号の土石の堆積(面積500㎡超)であって、土石の堆積をする厚さが30cmを超えないもの*⁴ ・ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積*⁵であって、当該工事に使用する土石*⁶又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場*⁷又はその付近*⁸に堆積するもの

※¹ 「森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事」とは、工事を行う土地の森林整備計画に作業路網等の施設整備に関する事項が記載され、「森林作業道作設指針」や「主伐時における伐採・搬出指針」に即して整備されるものが対象となります。

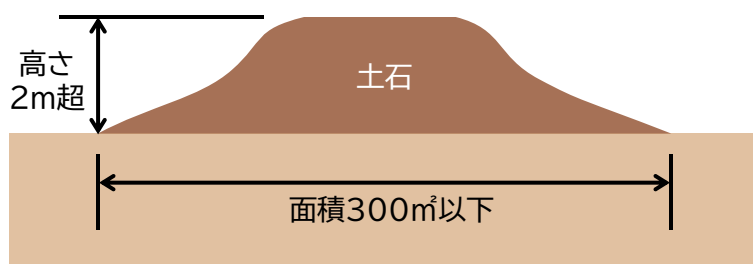
※² 許可不要とする工事例は次のとおりです。

【許可不要とする工事例】



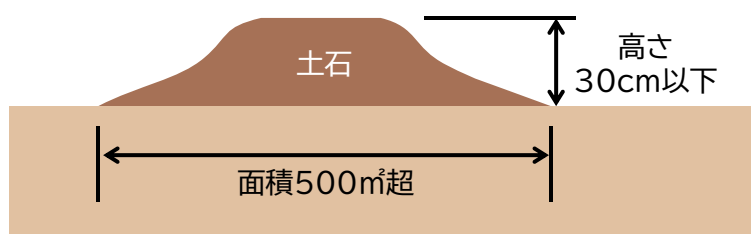
※3 許可不要となる工事例は次のとおりです。

【許可不要とする工事例】



※4 許可不要となる工事例は次のとおりです。

【許可不要とする工事例】

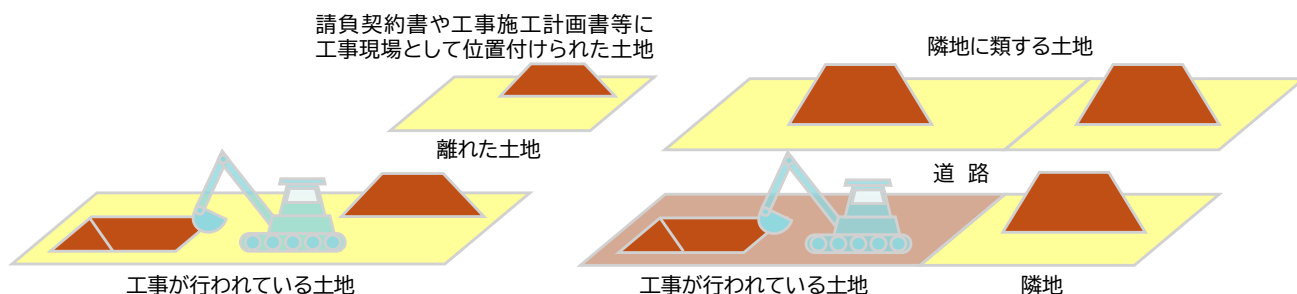


※5 「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 26 条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。)等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものを指します。

※6 「工事に使用する土石」とは、工事で行う盛土や埋立等の恒久物に用いる土石を指しますが、これに加え、工事用道路等の仮設構造物を構築するために用いるものを含みます。

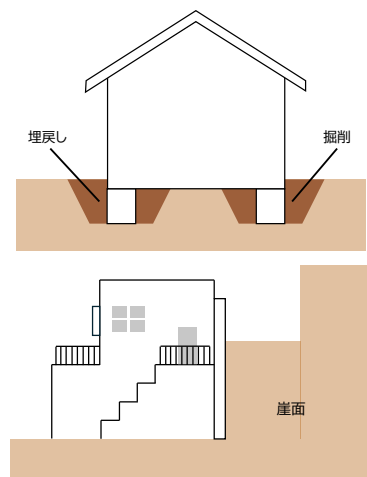
※7 「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあっては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地(本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。)とすることができます。

※8 「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地(例:道路を挟んだ向かいの土地等)が該当します。



ウ その他法の対象外となる行為

区 分	内 容
その他法の対象外となる行為 ※ 既存の盛土等の有無や状況、周辺の土地との関係性等によっては許可等の手続きを要する場合があります。	● 農地及び採草放牧地において行われる通常の生産活動及びほ場管理のための通常の営農行為^{※1} ● グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等 ● 四方の土地より低い窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行い四方の土地の地盤面と平坦にする場合や、平坦な面を基準として、工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超えない場合^{※2} ● 既存の崖、自然崖の取扱い ・ 既存の崖に盛土や切土を行う場合は、盛土や切土を行うことにより発生した崖の高さにより、規制対象となるかを判断します。 ・ 自然崖や自然崖を保護するための擁壁等は、本法の規制を受けません。 ・ 古くから存する棚田や段々畑については、地山の地形に即して小規模な盛土、切土により造成され、長年にわたって変化のない地形であって、造成時の盛土、切土によって災害の危険性が増大しないことから、規制対象外となります。(以下①～③のいずれの工事も行われていない農地) ① 農業振興地域の整備に関する法律(開発許可)、土砂条例等の法律・条例等に基づく許可・届出に係る工事 ② 土地改良事業等による面整備(区画整理・農地造成等)に係る工事 ③ 農地法の運用により届出される農地の改良工事、パトロールや通報等の情報から確認した盛土等に係る工事、衛星画像等から確認した農地以外の土地を農地にする工事のうち、①及び②以外の工事 ※ なお、地山の地形に即して造成された農地の上で行われる盛土や土石の堆積は、当該盛土等の規模により規制対象となるかを判断します。 ● 既存の擁壁の取扱い ・ 新たに盛土等を行う土地において、当該土地内に既存の擁壁等が設置されているものの、新たに行う盛土等が当該擁壁等に影響を与えない場合は、必ずしも擁壁等として技術的基準への適合までは求めません。なお、既存擁壁等に係る土地の部分が、新たに行う盛土等の基礎地盤となる場合は、原地盤の一部として安定性等を考慮する必要があります。 ・ 通常の擁壁等の改修であって、土地の形質の変更を伴わない場合であっても、構造が改修等の前後で大きく変わる場合や擁壁等が覆う崖面や擁壁等の位置の変化の程度、擁壁等を設置する盛土等の面積の変化の程度により規制対象とする場合があります。 ● 建築物 ・ 建築物等の工作物を建築、築造に伴う掘削及び埋戻しは、土地の形質が変更されたものとみなされないため、規制対象外です。(埋戻しの範囲は、周囲の地盤高までとする) ・ 建築物等の工作物の解体に伴う地中埋設物(建築物の基礎、浄化槽等)の撤去のための床掘りや埋戻しは、規制対象外です。(埋戻しの範囲は、周囲の地盤高までとする) ・ 建築物の一部が擁壁を兼ねる場合は、土地の形質が変更されたものとみなされないため規制対象外です。



	● 公共事業関係 ・ 公共施設管理者が、公共施設用地内における工事(道路の拡幅工事等)に必要なものとして、公共施設用地外の民有地等で接続道路の整備、切土、擁壁の再築等の工事を一体的に行う場合は、主体となる公共施設用地内の工事に含めるものとして規制対象となりません。 ・ 公共工事により発生した残土の処分であっても、残土処分を行う土地が公共施設用地外であれば、規制対象となります。 ・ 地方公共団体が整備する残土処分場やストックヤードは、公共施設用地でなければ、規制対象となります。 ・ 公共施設用地に関する工事であっても、土石の堆積が契約書や工事施工計画書等に定められておらず、土石の堆積を行う場所が工事現場又は工事現場の付近に該当しない場合は、規制対象となります。この場合、当該土石の堆積の工事主は、請負業者となります。
--	---

※1 通常の営農行為について

①「通常の営農行為」の範囲

区分	土地の形質の維持に該当する行為 (通常の営農行為) → 規制対象外	土地の形質の変更に該当する行為 → 盛土等の規模によって規制対象※2
行為の例	➢ 耕起、代かき、整地、畝立て ➢ けい畔の新設・補修・除去 ➢ 土壌改良材(基肥、堆肥等)の投入 ➢ 表土の補充※1 <イメージ> ➢ 表土の入れ替え ➢ 農業用暗渠排水の新設・改修 ➢ 樹園地における樹木の改植 ➢ 盛土・切土を伴わない荒廃農地の再生(抜根、整地等)	➢ ほ場の大区画化・均平・勾配修正 <イメージ> ➢ 盛土を伴う田畑転換 ➢ 盛土・切土を伴う荒廃農地の整備 ➢ 農道の整備 <イメージ> ➢ 農業用施設用地の整備
	農地や農道等の管理の一環として、崩壊した法面等の原状回復をする行為は、土地の形質の維持に該当する行為として規制対象外	

※1: 表土を補充する前後の土地の地盤面の標高差が省令第8条10号ロ(災害の発生のおそれがないと認められる工事)を踏まえて都道府県等が定める値を超えないもの

※2: 土地改良事業又はこれに準ずる事業等に係る工事(省令第8条第1号)は許可不要

②「通常の営農行為」のうち、表土の補充等に係る基準について

- ・ 農地における表土の補充の行為については、当該行為の前後の土地の地盤面の標高差の値を市が定める場合、その値を超えないものは、「通常の営農行為」として、盛土規制法の対象とならないこととされていることから、本市では、「農地転用許可を要しない形質変更(*)であって、嵩上げ盛土の高さと表土の補充高の合計値が1mを超えないもの」を本市の基準として取り扱うこととします。

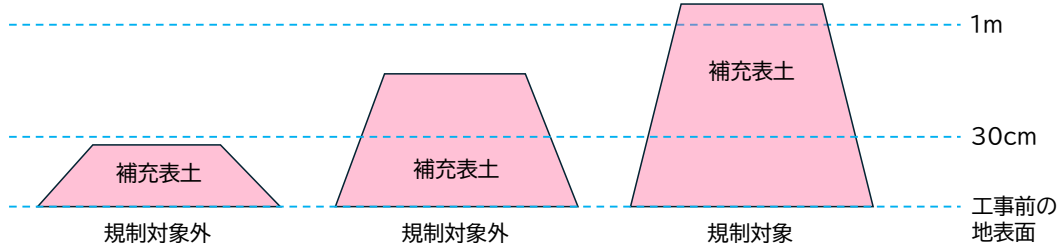
* 農地の形質変更に該当する(農地転用許可を要しない)もの

・ 形質変更に係る農地の合計面積が1ha未満であって、次に掲げる事項の全てを満たしているもの

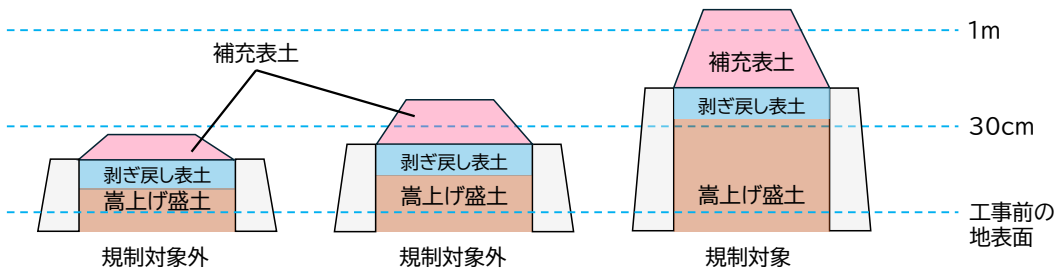
- ① 工事施行主体が、形質変更に係る農地の所有者又は耕作者であること
- ② 工事施行期間が、最長でも6か月を超えないこと
- ③ 工事施行後、耕作の用に供されることが確実であると認められること
- ④ 工事施行前と比較して、耕作の利便性が向上すると認められること
- ⑤ 盛土を行う場合にあっては、耕作に適した良質土砂のみであること
- ⑥ 切土を行う場合にあっては、土石等の採取を目的としたものでないこと

<イメージ>

【表土の補充のみの場合(面積500㎡超)】



【嵩上げ盛土+表土の補充の場合(面積500㎡超)】



③ 通常の営農行為の判断について

- ・計画している工事が「通常の営農行為」に含まれるかどうかについては、下記までご相談ください。

○相談対応先

高松市農業委員会事務局

住所:高松市番町一丁目8番15号 高松市役所本庁舎12階

電話番号:087-839-2662

電子メール:nougyo@takamatsu.lg.jp

※2 窪地に行く盛土の事例

事例1	窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行って平坦にした面(基準面)を基準として、工事完了後の盛土との高さや面積が規制対象規模を超えない場合、許可等は不要です。 田に畦畔の高さまで耕作に適する土を搬入して畑にする場合 四方の土地で最も低い土地の高さまで嵩上げする場合
事例2	埋め立てる盛土と人工池の堤体を一体的な盛土として扱い、堤体の基礎地盤面を基準として工事完了後の盛土の高さや面積が規制対象規模を超える場合、許可等が必要になります。

(8) みなし許可について

ア 国、県又は中核市の特例(法第15条第1項、第34条第1項)

国、県又は中核市が行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、許可権者との協議が成立することをもって許可があったものとみなされます。これら以外の自治体が行う工事については、許可を受ける必要があります。また、法第27条第1項に規定する届出については、特例の規定はありませんので、該当する場合は届け出る必要があります。(公共施設用地は不要。)

なお、協議が成立し、みなし許可となった工事については、標識の掲示、中間検査、定期の報告、完了検査の対象となります。

<協議に必要な書類>

書類の名称	内容
協議申出書	【宅地造成又は特定盛土等の場合】 ・細則様式第6号
	【土石の堆積の場合】 ・細則様式第7号
その他	・必要な図書等は、3(7)に記載 ・下記書類は不要 ① 申請者確認書類 ② 申請者の資力・信用確認書類 ③ 権利者全ての同意を得たことを証する書類 ④ 周辺住民への周知を行ったことを証する書類 ⑤ 工事施行者の能力に関する書類 ⑥ 誓約書

イ 都市計画法の開発許可との関係(法第15条第2項、第16条第5項、第34条第2項、第35条第5項)

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発許可を受けた工事で、当該工事内容が法の許可が必要な規模の場合は、法による許可を受けたものとみなされます。また、当初の開発許可から法のみなし許可となっている場合は、都市計画法に基づく変更の許可、軽微な変更の届出及び完了検査についても同様にそれぞれの手続きが行われたものとみなされます(法第27条に基づき届出が必要な規模となる場合は、法による届出がされたものとみなすため届出不要)。

なお、みなし許可は、当初の開発許可にのみ適用されるため、開発許可の変更許可時に法の許可対象に該当した場合は改めて法の許可を受ける必要があります。

<開発許可によるみなし許可における取扱い一覧表>

盛土規制法の規定		盛土規制法のみなし許可となる場合	
項目	該当条項	盛土規制法の適用可否	都市計画法(開発許可)の手続き
住民への周知	法第11条 法第29条	【周知の手続き不要】	規定なし
許可申請	法第12条 法第30条	みなし許可【許可申請不要】 (法第15条第2項・第34条第2項)	都市計画法の規定に従い申請 (都市計画法第29条)
工事主の資力 及び信用	法第12条 法第30条	【盛土規制法の基準は適用しない】	都市計画法の基準適合を審査 (都市計画法第33条第1項第12号) ※ みなし許可となる場合は、自己居住用及び 1ha未満の自己業務用であっても申請者 の資力・確認が必要
工事施行者の 能力	法第12条 法第30条	【盛土規制法の基準は適用しない】	都市計画法の基準適合を審査 (都市計画法第33条第1項第13号) ※ みなし許可となる場合は、自己居住用及び 1ha未満の自己業務用であっても申請者 の資力・確認が必要
施行等の同意	法第12条 法第30条	【盛土規制法の基準は適用しない】	都市計画法の基準適合を審査 (都市計画法第33条第1項第14号)
設計者の資格	法第13条 法第31条	適用 【都市計画法(開発許可)で 盛土規制法の基準を審査】	都市計画法及び盛土規制法の 基準適合を審査 (都市計画法第31条、33条第1項第7号)
工事の技術的 基準	法第13条 法第31条	適用 【都市計画法(開発許可)で 盛土規制法の基準を審査】	都市計画法及び盛土規制法の 基準適合を審査 (都市計画法第33条)
許可の公表	法第12条 法第30条	【公表不要】	開発登録簿(閲覧・写しの交付) (都市計画法第47条第5項)
標識の掲示	法第49条	適用 【盛土規制法の標識掲示が必要】 ※ みなし許可となる場合は、両方の標識の掲示が必要となりますが、必要な規定 に準拠している場合は、一体となった標識の設置も可能	都市計画法の規定に従い掲示 (高松市都市計画法施行細則第4条)
変更の許可 軽微な変更	法第16条 法第35条	【申請等不要】	都市計画法の規定に従い許可・届出 (都市計画法第35条の2)
中間検査	法第18条 法第37条	適用【申請必要】 ※ 対象規模で特定工程がある場合	規定なし
定期の報告	法第19条 法第38条	適用【報告必要】 ※ 対象規模の場合	規定なし
完了検査	法第17条 法第36条	【申請不要】	都市計画法の規定に従い検査 (都市計画法第36条)

(9) 関係法令

盛土規制法は、盛土等による災害防止を目的として規制を行うものですが、盛土等の行為は、災害以外にも様々な影響を及ぼす可能性があり、自然環境の保全や、良好なまちづくり等の観点から、盛土規制法以外の法令において、盛土等の行為について許可を要する場合があります。

ア 関係法令について

代表例を下記に示しますが、ここに記載のない他法令を含めた違反がないか、確認した上で許可等の申請を行ってください。なお、道路法、河川法、砂防法、自然公園法、国土法、農振法その他宅地造成等に関する法律の規制がある場合は、許可等の手続きが必要です。

法令等	対象区域
地すべり等防止法	地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域
森林法	保安林及び保安施設地区の区域 地域森林計画対象民有林
自然公園法 及び香川県立自然公園条例	国立公園及び県立自然公園
自然環境保全法 及び香川県自然環境保全条例	香川県自然環境保全地域及び香川県自然記念物
景観法 及び高松市景観条例	景観形成重点地区
都市計画法	風致地区
農地法・農業振興地域の整備に関する法律	農用地区区域及び第1種農地
文化財保護法 並びに県及び市文化財保護条例	国・県・市指定の史跡・名勝・天然記念物の指定地、伝統的建造物群保存地区及び周知の埋蔵文化財包蔵地
瀬戸内海環境保全特別措置法 及び香川県自然海浜保全条例	自然海浜保全地区
大気汚染防止法(届出)	市内全域
特定工場における公害防止阻止の整備に関する法律 (一般粉じん関係公害防止管理者の選任)	市内全域
みどり豊かでうまいのある県土づくり条例	市内全域
香川県生活環境の保全に関する条例	市内全域
香川県太陽光発電施設の設置等に関するガイドライン	市内全域

イ 建築基準法関係

①確認申請(第6条、第88条関係)
盛土規制法の許可を受けて設置される擁壁については、建築基準法による工作物の確認手続きの必要はありません。なお、盛土規制法による届出により高さが2mを超える擁壁を設置する場合は、建築基準法上の手続きが必要になる場合があります。
②道路の位置指定(第42条第1項第5号関係)
建築物の敷地として利用するために、建築基準法による道路位置指定を受ける場合、一定規模以上(1(4)参照)の盛土等を行うものであれば、盛土規制法の手続きも必要です。

(10) 土地の保全(法第22条、第41条)

宅地造成等工事規制区域内及び特定盛土等規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害を防止するため、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければなりません。

災害防止のため必要な措置が取られていない場合は、許可権者である市長が、土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、必要な措置をとるよう勧告することがあります。

2 工事の技術的基準及び設計者資格

本市では、国の「盛土等防災マニュアル」を基に技術的基準を補完し、宅地造成等に関する工事の全般的な技術的指導基準を策定しています。詳細は、市ホームページで公表している「宅地造成及び特定盛土等規制法に関する工事の技術的基準」をご参照ください。

(1) 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準

＜宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準＞

(法第13条第1項、法第31条第1項、政令第7条～第18条)

技術的基準	政令	内容
地盤について講ずる措置に関するもの	第7条第1項第1号	盛土をした後の地盤に雨水その他の排水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第7条第1項第2号	著しく傾斜している土地に盛土をする場合の滑り対策(段切りその他の措置)について
	第7条第2項第3号	盛土又は切土により生じる崖の上端の地盤面における雨水その他の地表水に対する措置について
	第7条第2項第2号	山間部における河川の流水が継続している土地その他省令第12条各号の土地において、高さ15mを超える盛土の地盤の安定の保持の確認(土質検査等又は試験に基づく地盤の安定計算)について
	第7条第2項第3号	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合の滑り対策(地すべり抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置)について
擁壁の設置に関するもの	第8条	擁壁の設置が必要な崖面について
	第9条～第13条	擁壁の構造について (鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、練積み造)
	第17条	国土交通大臣認定による特殊材料又は構法の擁壁について(注1)
崖面崩壊防止施設の設置に関するもの	第14条第1項第1号	崖面崩壊防止施設の設置が必要な場合について
	第14条第1項第2号	崖面崩壊防止施設の構造について
崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関するもの	第15条第1項	擁壁で覆われない崖面の風化等による侵食からの保護について (石張り、芝張り、モルタル吹付け等)
	第15条第2項	地表面(注2)の雨水その地表水からの浸食からの保護について (植栽、芝張り、板柵工等)
排水施設の設置に関するもの	第16条	排水施設の構造、機能について

注1 国土交通大臣による認定擁壁一覧の詳細は、国土交通省ホームページで公表されています。

https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou tk 000060.html

注2 特定盛土等に関する工事の技術的基準は、「地表面」を「地表面及び農地等における植物の生育が確保される部分の地表面」と読み替えて適用します。(政令第18条)

(2) 土石の堆積に関する工事の技術的基準

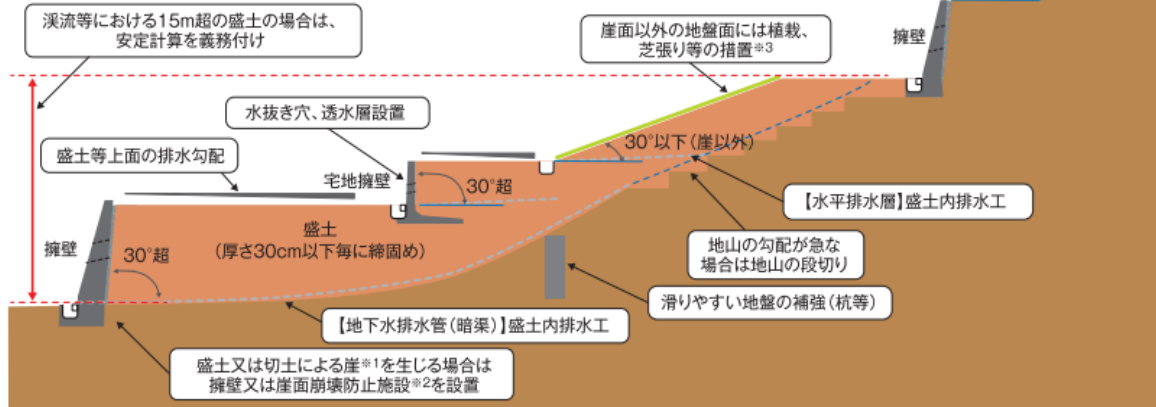
＜土石の堆積に関する工事の技術的基準＞

(法第13条第1項、法第31条第1項、政令第19条)

技術的基準	政令	内容
土石の堆積に伴い必要となる措置に関するもの	第19条第1項第1号	勾配の制限について(勾配1/10以下)
	第19条第1項第2号	地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第19条第1項第3号	堆積した土石の周囲に設ける空地について
	第19条第1項第4号	堆積した土石の周囲に設ける柵について
	第19条第1項第5号	雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊に対する措置について
	第19条第2項	堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の措置を講ずる場合における第19条第1項第3号及び第4号の適用除外について

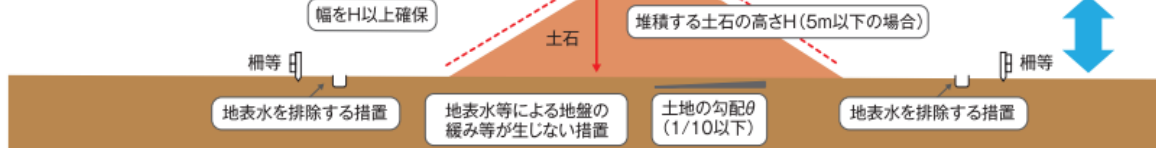
土地の形質の変更(盛土・切土)

イメージ図(盛土)



一時的な土石の堆積

イメージ図



(3) 設計者の資格

ア 資格を有する者の設計対象工事(法第13条第2項、政令第21条)

法第13条第1項の規定による措置のうち、以下(ア)又は(イ)のいずれかの工事を実施する場合は、政令第22条で定められた資格を有する者の設計によらなければならない。

(ア) 高さが5mを超える擁壁の設置

(イ) 盛土又は切土をする土地の面積が 1,500 m²を超える土地における排水施設の設置

イ 設計者資格(法第13条第2項、政令第22条、省令第35条、建設省告示第1005号)

上記の工事については、下記のいずれかに該当する者の設計によらなければなりません。

<設計者に必要な資格及び必要書類>

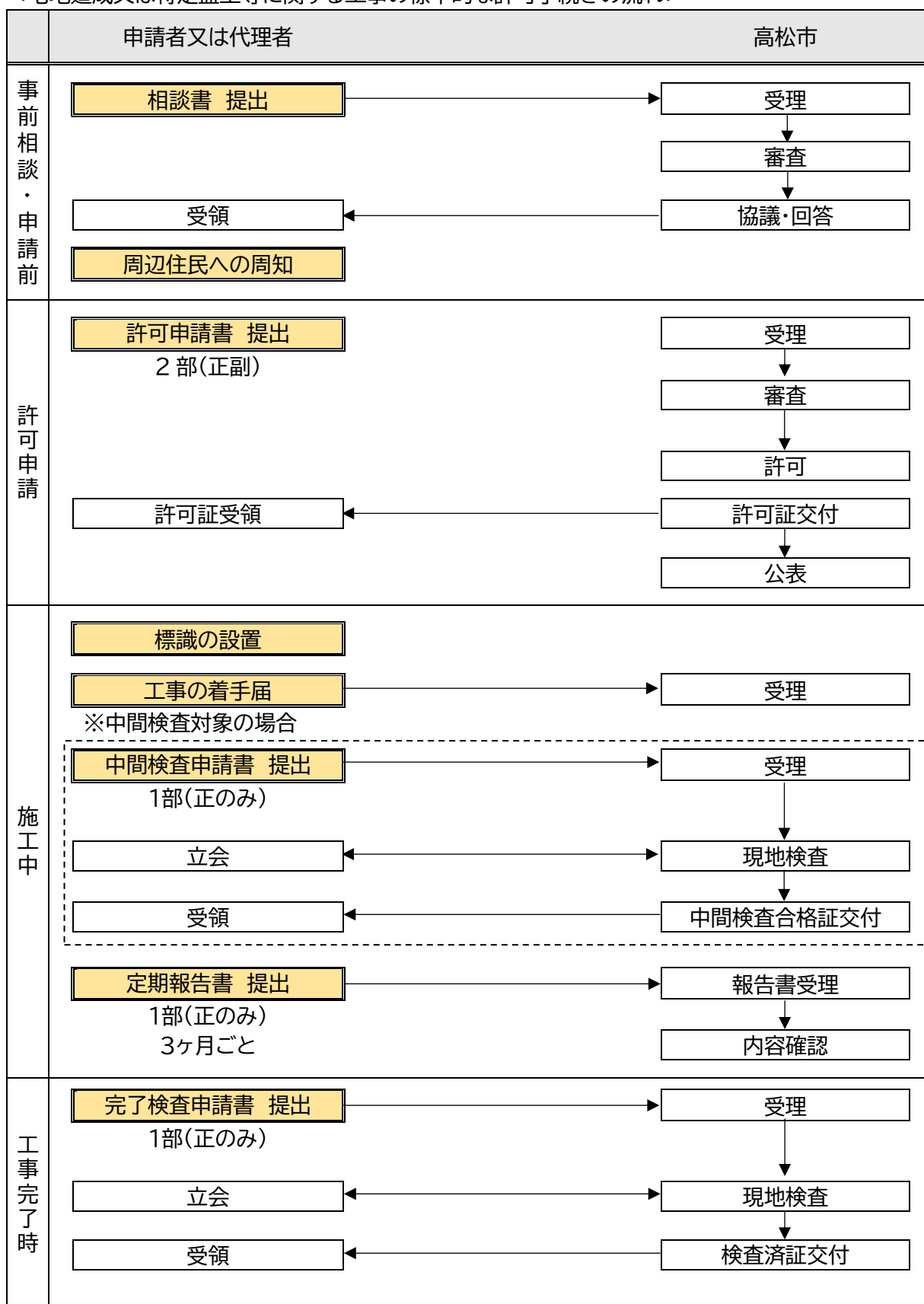
設計者の資格種別	設計者の資格を証する書類(写し可)
大学の土木・建築課程を卒業後、2年以上の実務経験を有する者	☐ 卒業証明書 ☐ 設計者経歴書
短期大学(3年制)の土木・建築課程を卒業後、3年以上の実務経験を有する者	
短期大学、高等専門学校、旧制専門学校の土木・建築課程を卒業後、4年以上の実務経験を有する者	
高等学校、旧制中学校の土木・建築課程を卒業後、7年以上の実務経験を有する者	
土木・建築の技術に関し、10年以上の実務経験を有する者で、国土交通大臣の認定する講習を修了した者	☐ 宅地造成技術講習会修了証書 (一般財団法人全国建設研修センターが開催) ☐ 設計者経歴書
大学院等で土木・建築関係を1年以上専攻した後、1年以上の実務経験を有する者	☐ 大学院に1年以上在学したことの証明書 ☐ 設計者経歴書
技術士(建設部門等※)	☐ 技術士登録等証明書 ☐ 設計者経歴書
一級建築士	☐ 一級建築士登録証明書 ☐ 設計者経歴書

※ 対象となる部門等については、昭和37年建設省告示第1005号(宅地造成等規制法施行令第17条第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者)を確認してください。

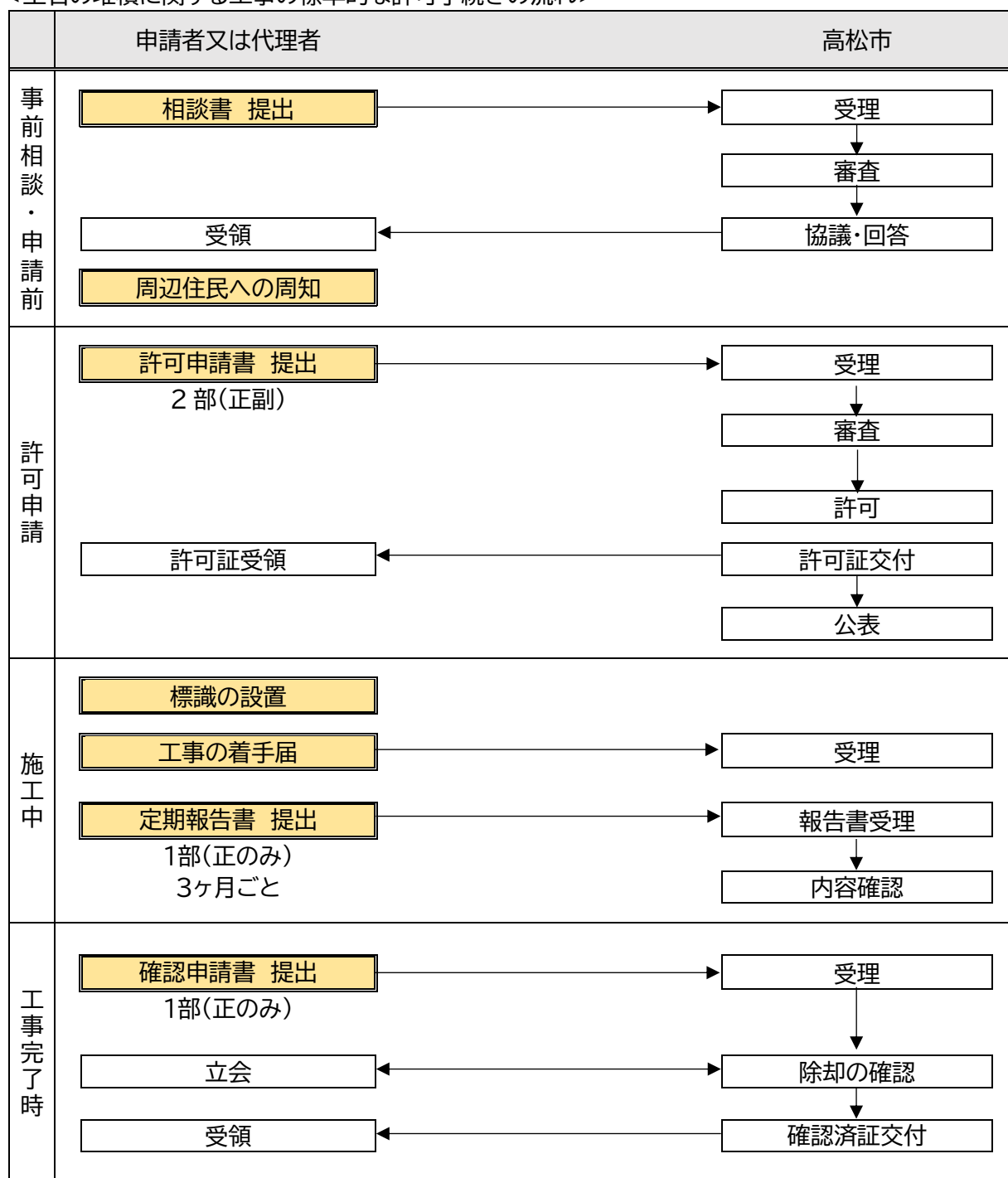
3 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請等

(1) 手続きの流れ

<宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標準的な許可手続きの流れ>



<土石の堆積に関する工事の標準的な許可手続きの流れ>



(2) 事前相談

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可を申請する前に、その計画について、事前に許可の可否や許可の見通しがあるのか確認しておく必要があります。円滑な許可処分を行うため、事前相談書に、3(7)に記載の許可申請書や届出書その他の必要な書類、図面等を添えて、1部提出の上、御相談ください。

なお、許可や届出の可否等に関する一般的な相談を希望する場合は、土地の位置図、平面図、断面図、その他の排水施設、擁壁の詳細図等により、御相談ください。

<事前相談窓口>

高松市都市整備局 住宅建築部 建築指導課

住所:高松市番町一丁目8番15号 高松市役所本庁舎9階

電話番号:087-839-2488

電子メール:kenchikushidou@city.takamatsu.lg.jp

(3) 住民への周知(法第11条、第29条)

工事主は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請に当たり、あらかじめ工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、工事の内容を周知する必要があります。周辺住民から工事の計画に対して、意見・反対があったことをもって不許可となるものではありませんが、周辺環境に十分配慮し、円滑に工事が行われるように丁寧に住民等に説明するよう心掛けてください。

なお、本条に基づく住民への周知は、法第12条及び第30条による許可申請に先立って行うものと規定されているため、審査により申請内容が変更となった場合や法第16条又は第35条による変更許可を行う場合には、法令上、再度周知する規定はありませんが、当初に行った周知内容から大幅な変更が生じた場合などは、周辺住民とのトラブルを避けるため工事に対する情報提供等を適切に行うようにしてください。

ア 周知の方法

次のいずれかの方法により行ってください。なお、政令第7条第2項第2号に規定する災害が生ずるおそれが特に大きい土地(省令第12条)において、高さ15m超の盛土をする場合は、①の方法により周知(省令第6条ただし書き)する必要があります。

- ① 説明会の開催
- ② 書面の配布
- ③ 工事を行う土地又はその周辺での掲示及びインターネットを利用した閲覧
(許可証が交付されるまで掲示すること)

イ 周知する工事の具体的な内容

周知内容には、少なくとも以下の内容を含めてください。

区分	項目
宅地造成又は特定盛土等	① 工事主の氏名又は名称 ② 工事が施行される土地の所在地 ③ 工事施行者の氏名又は名称 ④ 工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤ 盛土又は切土の高さ ⑥ 盛土又は切土をする土地の面積 ⑦ 盛土又は切土の土量 ⑧ 災害を防止するための措置(工事の内容)
土石の堆積	① 工事主の氏名又は名称 ② 工事が施行される土地の所在地 ③ 工事施行者の氏名又は名称 ④ 工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤ 土石の堆積の最大堆積高さ ⑥ 土石の堆積を行う土地の面積 ⑦ 土石の堆積の最大堆積土量 ⑧ 災害を防止するための措置(工事の内容)

ウ 住民への周知を行う範囲

説明会や書面の配布を行うときは、少なくとも以下の範囲内に住宅等のある住民は対象としてください。

盛土等の区分	住民への周知を行う範囲
① 平地盛土 ② 切土 ③ 土石の堆積	● 盛土等の境界(法尻)から盛土等の最大高さhに対して水平距離 2h 以内の範囲(※参考図の範囲) ● 盛土等を行う土地の隣接地 ● 盛土等を行う土地の境界から水平距離数十メートル程度の範囲 ≪参考図≫
腹付け盛土	● 盛土のり肩までの高さhに対して盛土のり肩から下方の水平距離 5h 以内の範囲(※参考図の範囲) ● 盛土を行う土地の境界から下流方向に水平距離 50 メートル～数百メートル程度(250 メートル)の範囲 ≪参考図≫
① 省令第 6 条第 1 項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ 15 メートルを超える盛土 ② 溪流等における盛土 (①を除く) ③ 谷埋め盛土 (①及び②を除く) ④ 腹付け盛土のうち、右図の範囲に溪流等の溪床が存在するもの(①及び②を除く)	● 下流の溪床勾配が 2 度以上の範囲(※参考図) ≪参考図≫

(4) 工事主の資力・信用(法第12条第2項第2号、第30条第2項第2号)

許可申請に当たっては、工事主に工事を行うために必要な資力及び信用があることが求められます。

3(7)イ又は3(7)ウに示す書類を提出いただき、工事主の資力・信用を確認します。

なお、工事主が工事によって造成した土地を他へ譲渡することを業とするものである場合は、宅地建物取引業法第3条第1項の規定により免許を受けていることを証する書類を提出してください。

<役員の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又は氏名・住所を証する書類に関する留意事項>

例えば、株式会社における会社法上の役員の中の取締役など、法人の業務を執行する者・事業について決定権を持つ者が対象となります。なお、その他の役員や役員以外の者(法人を所管する法令において役員とされていない者)であっても、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する額を出資している等、会社に対して支配力を有する者がいる場合には、提出を求める場合があります。

(5) 工事施行者の能力(法第12条第2項第3号、第30条第2項第3号)

許可申請に当たっては、工事施行者に工事を完成するために必要な能力があることが求められます。

3(7)イ又は3(7)ウに示す書類を提出いただき、工事施行者の能力を確認します。

また、地方公共団体が行う工事等で、工事施行者が未定の段階で許可を得る必要がある場合は、工事施行者を未定として許可申請を行うことができますが、工事施行者が決定した後に、3(7)イ又は3(7)ウに示す必要書類を提出してください。

なお、この場合に、確認の際に工事施行者の能力が不適格と判断すれば、法第20条、第39条の規定に基づく許可の取り消し等の対応を行うこともあります。

(6) 土地所有者等の同意(法第12条第2項第4号、第30条第2項第4号)

工事主は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請に当たり、工事をしようとする土地※(盛土、切土又は土石の堆積を行う土地)について、必要な権利者全ての同意を得ている必要があります。3(7)イ又は3(7)ウに示す書類を提出してください。

※ 許可申請書(省令様式第2)の10口にある「盛土又は切土をする土地の面積」に該当する土地又は許可申請書(省令様式第4)の7口にある「土石の堆積を行う土地の面積」に記載する範囲

<同意を求める必要がある権利の範囲>

- ① 土地の所有権、地上権、質権(当該土地を占有する不動産質権者に限る)、賃借権、使用賃借権を有する者
- ② ①のほか、使用収益権(永小作権、地役権(内容に応じて同意が必要か判断)等)を有する者

抵当権、根抵当権、先取特権等の担保物権(当該土地を占有する不動産質権者を除く)については、ただちに土地の使用収益に支障のある権利ではないため、同意の対象とはなりません。なお、建築物又は工作物のみに係る権利者(賃貸住宅の賃借人等)についても同意は不要です。

(7) 許可申請又は届出に必要な書類等

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請書は、次の要領で作成し、申請窓口へ提出してください。

ア 許可申請書等の必要部数

手続き	必要部数
宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請 (変更許可を含む)	正本及び副本の計2部
その他(各種届出、検査申請、報告等)	正本1部

イ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請に必要な書類・図面(法第12条、第30条)

<許可申請に必要な書類>

No.	書類の名称	内容	政省令等
1	許可申請書	・省令様式第2 ※ 作成要領は、3(7)(オ)を参照。	省令第7条第1項 省令第63条第1項
2	構造計算書	・擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定 ※ 鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造の擁壁又は 崖面崩壊防止施設を設置する場合 ※ 地盤の許容支持力を100kN/m ² 以上とする場合 は、地耐力試験報告書	省令第7条第1項第2号 省令第63条第1項第1号
3	安定計算書	・土質試験その他の調査 ・試験に基づく地盤の安定計算 ※ 施行令第7条第2項第2号に規定する災害が生じる おそれが特に大きい土地において高さ15mを超える 盛土をする場合 ※ 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく工事の技術 的基準における2-3(1)、2-5に該当する盛土 ※ 擁壁の設置が必要でない崖面の場合	省令第7条第1項第3号、 第4号、第12号 省令第63条第1項第1号、 第2号
4	設計者資格証明書	・設計者経歴書(細則様式第2号) ・卒業証明書、実務経歴証明書、資格、免許等の写し ※ 2(3)を参照	省令第7条第1項第5号 省令第63条第1項第1号 細則第4条第1項
5	現況写真	・盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況 を明らかにする写真 ※ 工事をしようとする土地の状況(全体、周囲等)、そ の付近の状況を明らかにしたものとする ※ 撮影箇所・方向を示した図面を添付すること	省令第7条第1項第6号 省令第63条第1項第1号
6	申請者確認書類	【個人が許可を受けようとする場合】 ・住民票の写し若しくは個人番号カード(番号を黒塗りし たもの)の写し又は氏名・住所を証する書類 【法人が許可を受けようとする場合】 ・登記事項証明書 ・役員の住民票の写し若しくは個人番号カード(番号を黒 塗りしたもの)の写し又は氏名・住所を証する書類	省令第7条第1項第7号、 第8号 省令第63条第1項第1号

7	工事主の資力・信用に関する書類	【共通】	省令第7条第1項第9号、第12号 省令第63条第1項第1号 細則第4条第3項第6号、第7号及び第9号
		・資金計画書(省令様式第3) ・預金残高証明書 ・資金借入又は融資証明書 ・誓約書(細則様式第5号)	
		【個人が許可を受けようとする場合】	
		・直前3年の所得税の納税証明書 ※ 納付すべき額及び納付済額を証するもの	
		【法人が許可を受けようとする場合】	
8	工事施行者の能力に関する書類	・法人の登記事項証明書(全部事項証明書) ・事業経歴書(細則様式第4号)	省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号 細則第4条第3項第8号
		・地権者同意一覧表(参考様式) ・工事の同意書(細則様式第3号) ・工事区域内の土地の登記事項証明書(全部事項証明書) ・工事区域内の土地の地図証明書(公図の写し) ※ 敷地境界及び工事をしようとする土地の範囲を朱書きで明示 ・印鑑登録証明書、印鑑証明書	省令第7条第1項第10号 省令第63条第1項第1号 細則第4条第2項、同条第3項第4号及び第5号
10	周辺住民への周知を行ったことを証する書類	・周知措置報告書(参考様式)に以下周知方法に応じた資料等を添付すること。(3(3)を参照)	省令第7条第1項第11号 省令第63条第1項第1号
		【①説明会開催の場合】	
		・開催案内及び開催結果が分かる資料 (議事録又は議事要約、説明会に用いた資料等) ・開催案内を周知した範囲を明示した位置図等	
		【②書面配布の場合】	
		・配布した書面 ・配布した範囲を明示した位置図等	
		【③掲示及びインターネットによる場合】	
11	国土交通大臣による擁壁の認定書	・当該擁壁を使用する場合は認定書等を添付すること	政令第17条
12	工事工程表	・4(4)に記載の規模に該当する場合は添付すること	細則第4条第3項第1号
13	土量計算書		細則第4条第3項第3号
14	流量計算書		細則第4条第3項第10号

<許可申請に必要な図面>

No.	図面の名称	明記すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	・方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	
2	地形図	・方位及び土地の境界線 (朱書きで明示)	1/2,500 以上	・等高線は、2mの標高差を示すもの。
3	土地の平面図	・方位及び土地の境界線 ・盛土又は切土をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地すべり抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500 以上	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付する。 ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付する。 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付する。 ・盛土、切土部は凡例を付して着色すること。
4	土地の断面図	・盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500 以上	・高低差の著しい箇所に ついて作成する。 ・盛土、切土部は凡例を 付して着色すること。
5	排水施設の平面図	・排水施設の位置、種類、材料、形状、 内法寸法、勾配及び水の流れの方向 ・吐口の位置及び放流先の名称	1/500以上	
6	崖の断面図	・崖の高さ、勾配 ・土質(土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ) ・盛土又は切土をする前の地盤面 ・崖面の保護の方法	1/50以上	・擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。
7	擁壁の断面図	・擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法 ・裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法 ・擁壁を設置する前後の地盤面 ・基礎地盤の土質 ・基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50以上	
8	擁壁の背面図	・擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径 ・透水層の位置及び寸法	1/50以上	
9	崖面崩壊防止施設の断面図	・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配 ・崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法 ・崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面 ・基礎地盤の土質 ・透水層の位置及び寸法	1/50以上	
10	崖面崩壊防止施設の背面図	・崖面崩壊防止施設の寸法 ・水抜穴の位置、材料及び内径 ・透水層の位置及び寸法	1/50以上	・水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。
11	求積図	・許可申請に関連のある土地の全面積 ・盛土又は切土を行う土地の面積	1/500以上	細則第4条第3項第2号

ウ 土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類・図面(法第12条、第30条)

<許可申請に必要な書類>

No.	書面の名称	内容	政省令
1	許可申請書	・申請者、工事の概要等を記載(省令様式第4) ※ 作成要領は、3(7)(オ)を参照。	省令第7条第2項 省令第63条第2項
2	土石の崩壊防止措置の設計書	・構台等の設計書 ・周辺の安全確保及び柵等の設置に関する計画 ・堆積箇所の配置及び空地確保に関する計画 ※ 堆積した土石の崩壊を防止するための措置を行う講ずる場合のみ必要	省令第7条第2項第2号 省令第63条第2項第1号 省令第32条
3	土砂流出防止措置の設計書	・鋼矢板の設計書 ・土石周囲の排水、地表水の浸透防止措置に関する計画 ・土砂の傾斜部の安定化に関する計画 ※ 土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる場合のみ必要	省令第7条第2項第3号 省令第63条第2項第1号 省令第34条
4	現況写真	・土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真 ※ 工事をしようとする土地の状況(全体、周囲等)、その付近の状況を明らかにしたものとする ※ 撮影箇所・方向を示した図面を添付すること	省令第7条第2項第4号 省令第63条第2項第1号
5	申請者確認書類	【個人が許可を受けようとする場合】 ・住民票の写し若しくは個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し又は氏名・住所を証する書類 【法人が許可を受けようとする場合】 ・登記事項証明書 ・役員の住民票の写し若しくは個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し又は氏名・住所を証する書類	省令第7条第2項第5号、第6号 省令第63条第2項第1号
6	工事主の資力・信用に関する書類	【共通】 ・資金計画書(省令様式第5) ・預金残高証明書 ・資金借入又は融資証明書 ・誓約書(細則様式第5号) 【個人が許可を受けようとする場合】 ・直前3年の所得税の納税証明書 ※ 納付すべき額及び納付済額を証するもの 【法人が許可を受けようとする場合】 ・法人の登記事項証明書(全部事項証明書) ・直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書 ・直前3年の法人税の納税証明書 ※ 納付すべき額及び納付済額を証するもの ・事業経歴書(細則様式第4号) ・発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上額に相当する出資をしている者がいる場合は、次に掲げる書類 (1) 住民票の写し若しくは個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し又は氏名・住所を証する書類 (2) 当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額が確認できる書類	省令第7条第2項第7号、第10号 省令第63条第2項第1号 細則第4条第3項第6号、第7号及び第9号

7	工事施行者の能力に関する書類	・法人の登記事項証明書(全部事項証明書) ・事業経歴書(細則様式第4号)	省令第7条第1項10号 省令第63条第2項第2号 細則第4条第3項第8号
8	権利者全ての同意を得たことを証する書類	・地権者同意一覧表(参考様式) ・工事の同意書(細則様式第3号) ・工事区域内の土地の登記事項証明書(全部事項証明書) ・工事区域内の土地の地図証明書(公図の写し) ※ 敷地境界及び工事をしようとする土地の範囲を朱書きで明示 ・印鑑登録証明書、印鑑証明書	省令第7条第2項第8号 省令第63条第2項第1号 細則第4条第2項、同条第3項第4号及び5号
9	周辺住民への周知を行ったことを証する書類	・周知措置報告書(参考様式)に以下周知方法に応じた資料等を添付すること。(3(3)を参照) 【①説明会開催の場合】 ・開催案内及び開催結果が分かる資料(議事録又は議事要約、説明会に用いた資料等) ・開催案内を周知した範囲を明示した位置図等 【②書面配布の場合】 ・配布した書面 ・配布した範囲を明示した位置図等 【③掲示及びインターネットによる場合】 ・掲示状況の写真 ・掲示場所を明示した位置図等 ・インターネットページの写し(URLを含む)	省令第7条第2項第9号 省令第63条第2項第1号
10	国土交通大臣による擁壁の認定書	・当該擁壁を使用する場合は認定書等を添付すること	政令第17条
11	工事工程表	・4(4)に記載の規模に該当する場合は添付すること	細則第4条第3項第1号
12	土量計算書		細則第4条第3項第3号

<許可申請に必要な図面>

No.	図面の名称	明記すべき事項	縮尺	備考
1	位置図	・方位、道路及び目標となる地物	1/10,000以上	
2	地形図	・方位及び土地の境界線 (朱書きで明示)	1/2,500以上	・等高線は、2mの標高差を示すもの。
3	土地の平面図	・方位及び土地の境界線 ・勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置 ・雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500以上	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付する。 ・空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付する。 ・土石の堆積を行う土地の部分(最大堆積土量)は凡例を付して着色する。
4	土地の断面図	・土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500以上	・高低差の著しい箇所について作成する。
5	求積図	・許可申請に関連のある土地の全面積 ・土石の堆積を行う土地の面積	1/50以上	細則第4条第3項第2号

エ 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出に必要な書類・図面(法第27条)

<届出に必要な書類>

No.	書類の名称	内容	政省令
1	届出書	・省令様式第19又は省令様式第20 ※ 作成要領は、3(7)(オ)を参照。	省令第58条第1項第1号 省令第58条第2項第1号
2	現況写真	・盛土若しくは切土又は土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真	省令第58条第1項第1号 省令第58条第2項第1号
3	申請者確認書類	【届出者が個人の場合】 ・住民票の写し若しくは個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し又は氏名・住所を証する書類 【届出者が法人の場合】 ・登記事項証明書 ・役員の住民票の写し若しくは個人番号カード(番号を黒塗りしたもの)の写し又は氏名・住所を証する書類	省令第58条第1項第1号 省令第63条第2項第1号

※ 特定盛土等に関する工事の場合は3(7)イ、土石の堆積に関する工事の場合は3(7)ウを参照の上、届出に必要な図面を提出してください。

オ 許可申請書作成要領

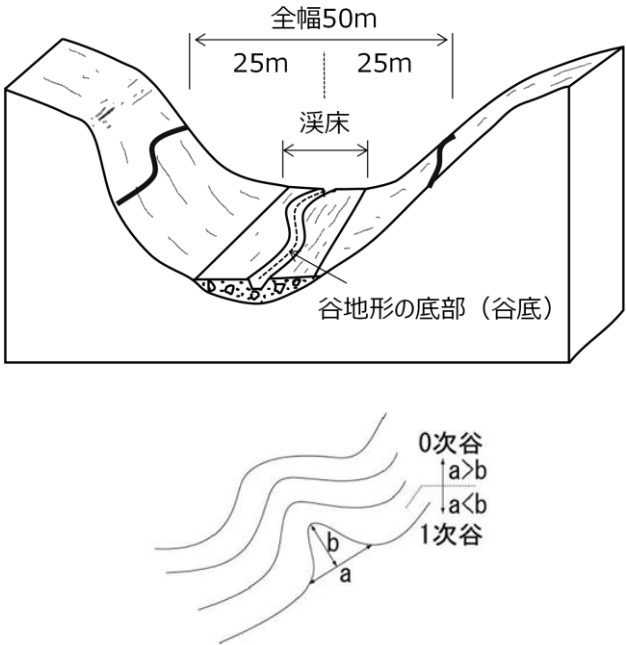
宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請書は、次の要領で作成し、提出してください。

許可申請書作成に当たっての留意点

盛土等を行う区域が法第 12 条第1項の規定による宅地造成等工事規制区域内の行為であるか、法第 30 条第1項の規定による特定盛土等規制区域内の行為であるかを高松市のホームページの規制区域図から確認して下さい。

<宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について>

(1)共通	
工事主住所氏名	・工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで、自らその工事をする者を記入してください。 ・法人であるときは、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。
設計者住所氏名	・法人であるときは、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。 ・資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付けてください。
工事施行者住所氏名	・工事の請負人又は請負契約によらないで、自らその工事を施行する者を記入してください。 ・未定のときは、「未定」と記載し、工事着手までに届け出てください。(4(3)を参照)
土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	・申請地内の土地について、地番まで全てを記入してください。 (一部の場合は、「～の一部」としてください。) ・申請地を工区に分けたときは、工区別に工区内の土地について、地番まで全てを記載します。(申請書の欄内に記載できない場合は、別紙を添付ください。) ・土地の代表地点は、世界測地系に従って測量し、小数点第一位以下までを記入してください。(工事を行う場所の概ね中心としてください。)
土地の面積	・許可申請に関連のある土地の総面積であって、盛土、切土を行わない道路、法面等を含む面積を記入してください。
その他必要な事項	・宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続きの状況を記入してください。
(2)宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合	
工事着手前の土地利用状況及び工事完了後の土地利用	・土地利用状況を宅地、農地等(農地、採草放牧地及び森林)又は公共施設用地のうち、該当するものを記入してください。 ・工事完了後の土地利用については、別表「工事完了後の土地利用」記入欄を参照の上、記入してください。
盛土のタイプ	・下記を参考に、該当する盛土のタイプに○印を付けてください。(複数選択可) ① 平地盛土:勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの ② 腹付け盛土:勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しない ③ 谷埋め盛土:谷や沢を埋め立てて行う盛土

土地の地形	・ 溪流等への該当の有無のいずれかに○印を付けてください。 ・ 「溪流等」として定める土地は次に該当するものをいいます。(政令第7条第2項第2号、省令第12条) ① 山間部における、河川の流水が継続して存する土地 ② 山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が前号の土地に類する状況を呈している土地 ③ ①、②の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれ大きい土地 ・ 「溪流等」の範囲とは、溪床10度以上の勾配を呈し、0次谷を含む一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が25メートル以内の範囲を基本とします。0字谷とは、一連の谷地形の上流端において、等高線群の間口(図の a)と奥行(図の b)の長さの関係が $a \geq b$ となった地点をいいます。 溪流等の概念図 (盛土等防災マニュアルの解説(盛土等防災研究会編)R5.11)  (河川砂防技術基準 調査編(国土交通省)R4.6)
工事の概要	・ 「盛土又は切土の高さ」の欄は、盛土、切土又は盛土と切土を同時に行う場合に該当する最大高さ(現況地盤面と造成後の地盤面の差が最も大きくなる箇所)を記入してください。 ・ 「盛土又は切土をする土地の面積」の欄は、許可申請の対象となる土地の面積、すなわち、盛土又は切土をする土地の面積で、許可申請の要否及び許可申請手数料の額を判定する面積となります。
(3)土石の堆積に関する工事の場合	
工事の目的	・ 土石の堆積については、土石の出入りが頻繁に行うものや、一過性のもの等の多様な形態が想定されます。特定の工事に付随し期間が限定されるものか、特定の工事に付随せず一定期間運営するものか等について具体的に記入してください。特定の工事に付随するものである場合、その工事の期間についても記入してください。 ・ 別表「工事完了後の土地利用」記入欄を参照の上、記入してください。

工事の概要	・「土石の堆積の最大堆積高さ」の欄は、工事が完了するまでの間で堆積される最大となる高さを記入してください。 ・「土石の堆積を行う土地の面積」の欄は、許可申請の対象となる土地の面積、すなわち、土石の堆積を行う土地の面積で、許可申請の要否及び許可申請手数料の額を判定する面積となります。 ・「又 工事中の危害防止のための措置」の欄は、豪雨時等緊急事態に対処する方法、山留め等工事施行中の防災対策、資材等の搬出入に伴う安全対策について記入してください。 ・「カ 工程の概要」の欄は、年間の搬入・搬出量等を記入してください。
土石の堆積の期間	・土石の堆積に関する工事の期間は5年以内としてください。許可日から5年を超えて土石を堆積しようとする場合は、当該許可の日から5年が経過する前に、堆積期間の延長に関する変更許可の手続が必要となります。
(4)代理申請となる場合	
・申請書の提出を申請者以外の者が行うときは、申請に必要な書類・図面に加えて、委任状が必要です。様式は任意ですが、委任する者が作成してください。 ・行政書士でない者が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。(建築を伴う場合には、建築士による書類の作成の代理も可能です。(建築士法第21条))	
(5)工区を分ける場合	
・宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行区域を工区に分けて申請することができます。工区を分けた場合は、工区ごとに完了検査又は中間検査を申請することができます。 ・工区を分ける場合は、省令第7条第1項第1号の表又は同条第2項第1号の表に掲げる図面に当該工区の位置、区域及び規模を明示してください。	

別表「工事完了後の土地利用」記入欄について

宅地造成又は特定盛土等	土石の堆積
① 建築物(住家)	① スtockヤード
② 建築物(工業・事業用地)	② 処理済み廃棄物
③ 太陽光発電設備	③ 土石が製品になる工場
④ レジャー施設(建築物を伴わない)	④ 工事に付随する土石の内容
⑤ 資材等置き場	⑤ その他(具体的な内容を記載すること)
⑥ 駐車場・駐輪場	
⑦ 農地(田畑)・採草牧草地	
⑧ 農業用施設(畜舎、温室、用排水路等)	
⑨ 残土処分場	
⑩ その他(※具体的な内容を記載すること)	

様式第二

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 （第 12 条第 1 項） （第 30 条第 1 項） の規定により、許可を 申請します。 ○○年○月○日 ○ ○ 県 知 事 殿 申請者 氏名 ○○ ○○				※手数料欄		<申請者> (注2) 法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入 <工事主住所氏名> (注3) 法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入 <設計者住所氏名> (注4) 資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に〇印 <工事施行者住所氏名> (注5) 未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出 <代表地点の緯度経度> (注6、留意事項 4 1.(2)①イ) 代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入 <工事着手前の土地利用状況> (留意事項 4 1.(2)①ロ) 宅地、農地等又は公共施設用地のうち該当するものを記入 <工事完了後の土地利用> (留意事項 4 1.(2)①ロ) 宅地、農地等又は公共施設用地のうち該当するもの及び建築物等の建築の有無等の具体的な内容を記入 <盛土のタイプ> (注7、留意事項 2 1.) 該当する盛土のタイプに〇印 (1)平地盛土：勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で谷埋め盛土に該当しない盛土 (2)腹付け盛土：勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で谷埋め盛土に該当しない盛土 (3)谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土 <土地の地形> (注8、留意事項 4 1.(2)①ハ) 溪流等への該当の有無のいずれかに〇印 ・溪流等とは、山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成又は特定盛土等に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいもの ・具体的には、地形図等を用いて判読された溪流勾配 10 度以上の一連の谷地形であり、その底部の中心線からの距離が 25m 以内の範囲を基本とするが、都道府県等は現地の状況に応じて溪流等の範囲を変更することも可能 <その他必要な事項> (注9) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の状況の状況を記入
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)		○○県○○市○○丁目○○ 株式会社○○開発 ○○ ○○ (○○県○○市○○丁目○○ 代表取締役 ○○ ○○)			
2	設計者住所氏名		△△県△△市△△丁目△△ 株式会社△△設計 △△ △△			
3	工事施行者住所氏名		◇◇県◇◇市◇◇丁目◇◇ 株式会社◇◇建設 ◇◇ ◇◇			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		□□県□□市□□丁目□□番 1、□□番 2 の一部 (緯度：◎◎度◎◎分◎秒、 経度：◎◎度◎◎分◎秒)			
5	土地の面積		527.99 平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況		原野			
7	工事完了後の土地利用		宅地 (住宅建築あり)			
8	盛土のタイプ		平地盛土 ・ （腹付け盛土） ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形		溪流等への該当 有 ・ （無）			
10	イ	盛土又は切土の高さ	1.85		メートル	
		盛土又は切土をする土地の面積	527.99		平方メートル	
	ハ	盛土又は切土の土量	盛土	424.7	立方メートル	
			切土	5.0	立方メートル	
	ニ	擁壁	番号	構造	高さ	
			別紙 1 のとおり		延長	
					メートル	
	ホ	崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	
			該当なし		延長	
					メートル	
	ヘ	排水施設	番号	種類	内法寸法	
			1	U 型側溝	30 センチ	
			2	集水樹	30 センチ	
			3	雨水樹	20 センチ	
					延長	
					メートル	
	ト	崖面の保護の方法	コンクリート造の擁壁で保護			
	チ	崖面以外の地表面の保護の方法	崖とは反対方向に排水勾配を設定			
	リ	工事中の危害防止のための措置	・工事区域内にバリケードを設置 ・工事車両について、ガードマンを配置し交通整理			
	ヌ	その他の措置	なし			
	ル	工事着手予定年月日	○○ 年 ○○ 月 ○○ 日			
	ヲ	工事完了予定年月日	○○ 年 ○○ 月 ○○ 日			
	ワ	工程の概要	別紙 2 のとおり			
11	その他必要な事項					
※受付欄		※決裁欄	※許可に当たって付した条件		※許可番号欄	
年 月 日					年 月 日	
第 号					第 号	
係員氏名					係員氏名	

様式第四

土石の堆積に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第12条第1項} 第30条第1項の規定により、許可を申請します。 ○○年○○月○○日 ○ ○ 県 知 事 殿 申請者 氏名 ○○ ○○			
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	○○県○○市○○丁目○○ 株式会社○○開発 ○○ ○○ (○○県○○市○○丁目○○ 代表取締役 ○○ ○○)	
2	設計者住所氏名	△△県△△市△△丁目△△ 株式会社△△設計 △△ △△	
3	工事施行者住所氏名	◇◇県◇◇市◇◇丁目◇◇ 株式会社◇◇建設 ◇◇ ◇◇	
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	□□県□□市□□丁目□□番1、□□番2の一部 (緯度：◎◎度◎◎分◎◎秒、 経度：◎◎度◎◎分◎◎秒)	
5	土地の面積	527.99 平方メートル	
6	工事の目的	整地	
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	2.1 メートル	
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	224 平方メートル	
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	390 立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配	0度	
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置	該当なし	
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置	該当なし	
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅
		①	2.2～3.2 メートル
		②	2.2～2.8 メートル
チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置	素掘り側溝の設置 (W300×H300 程度)		
リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	該当なし		
ヌ 工事中の危害防止のための措置	立入禁止表示やロープ等により措置		
ル その他の措置	なし		
ヲ 工事着手予定年月日	○○年 ○○月 ○○日		
ワ 工事完了予定年月日	○○年 ○○月 ○○日		
カ 工程の概要	土砂運搬の上で整地作業 (年間搬入量：○m³)		
8	その他の必要な事項		
※受付欄		※決裁欄	※許可に当たって付した条件
年 月 日		※許可番号欄	
第 号		年 月 日	
係員氏名		第 号	
		係員氏名	

<申請者>(注2)
法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入

<工事主住所氏名>(注3)
法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入

<工事施行者住所氏名>(注4)
未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出

<代表地点の緯度経度>
(注5、留意事項4 1.(2)②イ)
代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入

<工事の目的>
(留意事項4 1.(2)②ロ)
・土石の出入りを頻繁に行うものや、一過性のもの等の多様な形態が想定されることから、申請時に工事の目的を把握
・特定の工事に付随し期間が限定されるものか、特定の工事に付随せず一定期間運営するものか等について具体的に記載し、前者の場合は工事の期間についても記載

<土砂の流出防止措置>(注6)
鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入

<土石の堆積の期間>
(留意事項4 1.(2)②ニ)
・土石の堆積は、法2条4号において、一定期間の経過後に当該土石を除去するものと規定
・本来除去されるべき土石が放置され、危険な盛土等となることを避けるため、土石の堆積の期間は一定の期間に限定する必要
・工程の概要等を踏まえ、申請された土石の堆積の期間が適切であることを確認する際は、法4条1項において基礎調査をおおむね5年ごとに行うことと規定していることを踏まえ、許可の際に工事の期間が5年以内であること等を確認

<工程の概要>
(留意事項4 1.(2)②ハ)
土石の堆積がその目的に照らして適切な工程であることを確認する観点から、工程の概要として、年間の搬入・搬出量等を記載

<その他の必要な事項>(注7)
土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入

(8) 標準処理期間

申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な目安となる期間です。

条項	種類	標準処理期間
法第12条第1項 法第30条第1項	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可	30日
	土石の堆積に関する工事の許可	14日
※ 標準処理期間の日数は、土日祝祭日を含みません。 ※ 事前相談及び提出された書類の不備の訂正等に要する期間や審査のため申請者に必要な資料の提供等を求め、申請者がその求めに応答するまでの期間は、含みません。 ※ 変更許可は、当初許可と同じです。		

(9) 申請手数料

ア 宅地造成又は特定盛土等

<許可及び中間検査申請手数料>

盛土又は切土をする土地の面積		当初許可申請 +完了検査申請 手数料(円)	中間検査申請 手数料(円)
500 m ² 以下		14,000	4,000
500 m ² 超	1,000 m ² 以下	23,000	4,000
1,000 m ² 超	2,000 m ² 以下	33,000	4,000
2,000 m ² 超	3,000 m ² 以下	49,000	4,000
3,000 m ² 超	5,000 m ² 以下	57,000	4,000
5,000 m ² 超	10,000 m ² 以下	79,000	4,000
10,000 m ² 超	20,000 m ² 以下	125,000	4,000
20,000 m ² 超	40,000 m ² 以下	192,000	9,000
40,000 m ² 超	70,000 m ² 以下	299,000	17,000
70,000 m ² 超	100,000 m ² 以下	419,000	30,000
100,000 m ² 超		539,000	43,000

<変更許可申請手数料>1件について次の額を合算した額。ただし、上限額は 539,000 円とする。

変更の内容	手数料(円)
(1) 工事の設計の変更 ※ (2)のみに該当する場合を除く	従前の造成面積に対応する表の規定額×1/10 ※(2)の変更を伴うときは、変更前の土地の面積に応じた表の規定額×1/10 ※土地の面積の縮小を伴う場合は、縮小後の面積に応じた表の規定額×1/10
(2) 新たな土地の編入に係る工事の計画の変更	新たに編入される土地の面積に応じた、造成面積に対応する表の規定額
(3) その他の変更	10,000

イ 土石の堆積

<許可申請手数料>

土石の堆積をする土地の面積	当初許可申請+完了検査申請 手数料(円)
500 m ² 以下	10,000
500 m ² 超 1,000 m ² 以下	12,000
1,000 m ² 超 2,000 m ² 以下	14,000
2,000 m ² 超 3,000 m ² 以下	17,000
3,000 m ² 超 5,000 m ² 以下	24,000
5,000 m ² 超 10,000 m ² 以下	27,000
10,000 m ² 超 20,000 m ² 以下	32,000
20,000 m ² 超 40,000 m ² 以下	44,000
40,000 m ² 超 70,000 m ² 以下	60,000
70,000 m ² 超 100,000 m ² 以下	91,000
100,000 m ² 超	111,000

<変更許可申請手数料>1件について次の額を合算した額。ただし、上限額は111,000円とする。

変更の内容	手数料(円)
(1) 工事の設計の変更 ※(2)のみに該当する場合を除く	従前の造成面積に対応する表の規定額×1/10 ※(2)の変更を伴うときは、変更前の土地の面積に応じた表の規定額×1/10 ※土地の面積の縮小を伴う場合は、縮小後の面積に応じた表の規定額×1/10
(2) 新たな土地の編入に係る工事の計画の変更	新たに編入される土地の面積に応じた、造成面積に対応する表の規定額
(3) その他の変更	10,000

ウ 適合証明書交付手数料

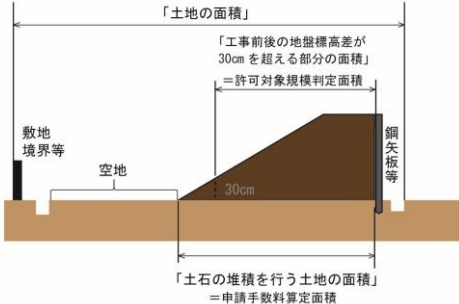
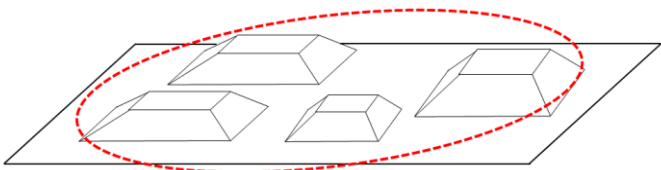
区 分	手数料(円)
1件につき	530

エ 手数料の額を判定する面積について

許可対象規模あるいは手数料の額の判定及び許可申請書等の様式に記載する面積の基本的な考え方は、下記のとおりとします。いずれも、水平投影面積により面積を算定してください。

なお、下記は代表例を示したものであるため、複数の盛土や切土を行う場合や既存盛土等に追加して盛土を行う場合等、個別に判断が必要な場合は、事前に高松市まで相談してください。図中の「許可対象規模判定面積」は、許可対象規模のうち面積要件を判断する場合の範囲を示すものであり、当該面積が許可対象規模未満の場合であっても、崖や盛土の高さの要件により許可が必要になる場合があります。

宅地造成又は特定盛土等	
盛土のみを行う場合	
切土のみを行う場合	
一体である盛り土と切土を同時に行う場合	
一体でない盛り土と切土を同時に行う場合	

土石の堆積	
土石の堆積を 1箇所で行う場合	
土石の堆積を複数行う場合	土地内で複数の堆積を行う場合は、 堆積面積の合計 

(10) 許可等情報の公表

許可又は届出された盛土等であるかどうかを地域の住民等が認識しやすい環境の整備を図ることを目的として、許可又は届出を行った工事(変更の許可、変更の届出含む)に関する事項を公表します。(工事が完了し、法に基づく完了検査を終えるまで継続して公表します。)

公表する事項は、下記のとおりです。

<公表事項>

- ・工事主の氏名又は名称
- ・工事が施行される土地の所在地及び位置図
- ・工事の許可年月日及び許可番号(工事の届出年月日)
- ・工事施行者の氏名又は名称
- ・工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- ・盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ・盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ・盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

※ ()は届出の場合、その他は共通事項

4 工事施行中の手続き

(1) 標識の掲示(法第49条)

工事の許可後又は法第27条に基づく届出を行った工事主は、必要な事項を記載した標識を工事完了検査の日まで、現場に掲載する必要があります。

<標識の様式>

宅地造成又は特定盛土等(省令様式第23)				土石の堆積(省令様式第24)				
90センチメートル以上				90センチメートル以上				
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可 特定盛土等に関する工事の届出				土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識				
70センチメートル以上	1	工事主の住所氏名	見取図	1	工事主の住所氏名	見取図		
	2	許可番号		第 号	2		許可番号	第 号
	3	許可又は届出年月日		年 月 日	3		許可又は届出年月日	年 月 日
	4	工事施行者の氏名			4		工事施行者の氏名	
	5	現場管理者の氏名			5		現場管理者の氏名	
	6	盛土又は切土の高さ		メートル	6		土石の堆積の最大堆積高さ	メートル
	7	盛土又は切土をする土地の面積		平方メートル	7		土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル
	8	盛土又は切土の土量		盛土 立方メートル 切土 立方メートル	8		土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル
	9	工事着手予定年月日		年 月 日	9		工事着手予定年月日	年 月 日
	10	工事完了予定年月日		年 月 日	10		工事完了予定年月日	年 月 日
	11	工事に係る関係者を受け取るための工事関係者の連絡先			11		工事に係る関係者を受け取るための工事関係者の連絡先	
	12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先			12		許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先	
50センチメートル以上				50センチメートル以上				

※ 見取図は、許可申請時に提出する土地の平面図(簡略化したもので可)を利用する等して、許可等に係る土地の区域を把握できるものとしてください。

※ 「12 許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先」には、「高松市都市整備局住宅建築部建築指導課 087-839-2488」と記入してください。

(2) 工事の着手届

工事の許可を受けた者は、当該工事に着手したときは、工事の着手届を提出する必要があります。法第15条第1項又は法第34条第1項によるみなし許可(協議の成立)を受けた工事についても同様です。

<届出に必要な書類>

書類の名称	内容
着手届	・細則様式第12号

(3) 工事施行者の選定の届出[原則、公共工事に関する取り扱い]

当初の許可申請又は届出において、工事施行者を「未定」として提出し許可等を受けた後に工事施行者を選定したときは、工事施行者選定届を提出する必要があります。(報告書に基づき、公表内容を修正。)

<届出に必要な書類>

書類の名称	内容
届出書	・細則様式第11号

(4) 定期の報告(法第19条、第38条)

工事の内容が、一定規模以上となる場合、許可日から工事完了時までの3か月ごとに、工事の実施状況やその他主務省令で定める事項について、定期的に報告する必要があります。

<定期報告の対象規模及び報告の期間>

行為	定期報告が必要な規模	報告の期間
宅地造成 特定盛土等	① 盛土で高さ2m超の崖を生ずるもの ② 切土で高さ5m超の崖を生ずるもの ③ 盛土と切土を同時に行い、高さ5m超の崖を生ずるもの (①、②を除く) ④ 崖は生じないが、盛土で高さ5m超となるもの(①、③を除く) ⑤ 盛土又は切土の面積が3,000㎡超となるもの(①～④を除く)	許可日から 3ヶ月ごと
土石の堆積	① 堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超となるもの ② 堆積の面積3,000㎡超となるもの(①を除く)	

<定期報告の報告事項>

- ・定期報告書に、工事を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して提出してください。

行為	報告事項	政省令等
宅地造成 特定盛土等	・工事が施行される土地の所在地、工事の許可年月日及び許可番号 ・前回の報告年月日(2回目以降に限る) ・報告の時点における盛土又は切土の高さ、面積、土量 ・報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況	省令第48条、 第50条、 第80条
土石の堆積	・工事が施行される土地の所在地、工事の許可年月日及び許可番号 ・前回の報告年月日(2回目以降に限る) ・報告の時点における土石の堆積の高さ、面積、堆積されている土石の土量 ・前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量(2回目以降に限る)	省令第48条、 第50条、 第80条

<定期の報告に必要な書類>

書類の名称	内容
定期報告書	【宅地造成又は特定盛土等の場合】 ・細則様式第14号
	【土石の堆積の場合】 ・細則様式第15号
現況写真	【宅地造成又は特定盛土等の場合】 ・報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真
	【土石の堆積の場合】 ・報告の時点における土石の堆積をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真

※「その他の書類」は、必要に応じて指定します。

(5) 変更の許可等

ア 変更の許可(法第16条第1項、第35条第1項)

特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可を受けた者は、許可に係る工事の計画を変更しようとする場合は、軽微な変更を除き、変更許可が必要となります。

工事の計画を変更する場合には、工事の変更許可申請書とともに、工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類を添付し、変更前後が分かるように変更内容を朱書きで明示する、新旧対照を添付する等の上、提出してください。

<変更許可に必要な書類>

書類の名称	内容
変更許可申請書	【宅地造成又は特定盛土等の場合】 ・省令様式第7 ※ 工事主が国・県等の場合は細則様式第9号を用いること。
	【土石の堆積の場合】 ・省令様式第8 ※ 工事主が国・県等の場合は細則様式第10号を用いること。
添付書類	・工事の計画の内容の変更に伴いその内容が変更される書類

イ 軽微な変更(法第16条第2項、第35条第2項)

下表に示す軽微な変更をしたときは、変更許可を必要としませんが、遅滞なく、その旨を届け出なければなりません。

<軽微な変更の内容>

行為	軽微な変更該当する内容
宅地造成 特定盛土等	① 工事主の氏名若しくは名称又は住所の変更 ② 設計者の氏名若しくは名称又は住所の変更 ③ 工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更 ④ 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更
土石の堆積	① 工事主の氏名若しくは名称又は住所の変更 ② 設計者の氏名若しくは名称又は住所の変更 ③ 工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更 ④ 当該変更後の工事予定期間が当該変更前の工事予定期間を超えない工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更 ※ 変更前の工事予定期間を超える変更は、軽微な変更には該当しないため、変更許可が必要となります。

※ 上記①～③の変更は、名称等の表記を変更するものであって、別法人に変わる場合等は、変更許可が必要です。

<軽微な変更に必要な書類>

書類の名称	内容
変更届出書	・細則様式第8号

(6) 変更の届出(法第28条)

特定盛土等規制区域内で特定盛土等又は土石の堆積に関する工事(1(5)参照)の届出を行った工事主は、当該届出に係る工事の計画を変更しようとする場合には、軽微な変更(4(5)イ参照)を除き、その変更に関する工事に着手する 30 日前までに、変更内容を届け出る必要があります。

工事の計画を変更する場合には、工事の変更届出書とともに、工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類を添付し、変更前後が分かるように変更内容を朱書きで明示する、新旧対照を添付する等の上、提出してください。

<変更届出に必要な書類>

書類の名称	内容
変更届出書	【宅地造成又は特定盛土等の場合】 ・省令様式第21
	【土石の堆積の場合】 ・省令様式第22
添付書類	・工事の計画の内容の変更に伴いその内容が変更される書類

※ 同法における軽微な変更の内容については、現時点で規定されていません。

(7) 工事の工程の変更の届出

許可を受けた工事又は届出(法第 21 条第1項若しくは第3項、第27条第1項又は第40条第1項若しくは第3項)を行った工事について、当該工事を中止、再開又は廃止しようとするときは、あらかじめ、工事の工程の変更届出書を提出する必要があります。また、中止又は廃止する場合は、適切な防災措置を図る必要があります。

なお、工事の廃止の届出があった場合は、許可内容等についての公表をとりやめます。

<工事の工程の変更の届出に必要な書類>

書類の名称	内容
届出書	・細則様式第13号

※ 中止の期間中も、「4(4)定期の報告」による報告は必要となります。

5 検査等

(1) 中間検査(法第18条、第37条)

政令で定められた特定工程を含む工事については、中間検査を受検する必要があります。中間検査合格証を受けた後でなければ、特定工程後の工程に着手することができません。工事の施行区域を工区分けして許可を受けたときは、工区ごとに検査を受けることができます。

特定工事に係る工事を終えた日から4日以内(省令第45条、第75条)に、中間検査申請書と検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示した平面図を提出してください。

<中間検査の対象規模及び特定工程>(政令第23条、第24条、第32条)

行為	中間検査対象規模	特定工程
宅地造成 特定盛土等	① 盛土で高さが2m超の崖を生ずるもの ② 切土で高さが5m超の崖を生ずるもの ③ 盛土と切土を同時に行い、高さが5m超の崖を生ずるもの(①、②を除く) ④ 盛土で高さが5m超となるもの(①、③を除く) ⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡超となるもの(①～④を除く)	・盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程(暗渠排水工)

<中間検査の申請に必要な書類>

書類の名称	内容
中間検査申請書	・省令様式第13
平面図	・検査の対象となる特定工程に係る工事の内容を明示

(2) 完了検査等(法第17条、第36条)

ア 完了検査、土石の除却の確認について

宅地造成又は特定盛土等に関する工事を完了したときは完了検査を、土石の堆積に関する工事を完了したときは堆積されていた全ての土石の除却が行われたことの確認を受ける必要があります。工事の施行区域を工区分けして許可を受けたときは、工区ごとに検査を受けることができます。

工事を完了した日から4日以内(省令第39条、第69条)に、完了検査申請書又は確認申請書を提出してください。

<完了検査又は確認の申請に必要な書類>

書類の名称	内容
申請書	【宅地造成又は特定盛土等の場合】 ・省令様式第9
	【土石の堆積の場合】 ・省令様式第11
添付書類	・工事施工状況を確認する書類及び写真

イ 留意事項について

検査の受検に当たっては、次の事項に留意してください。

- ① 計画のとおりにより工事が実施されたことを確認するため、工事内容、堆積形状、出来形等を記録した関係図書、写真を整備し、検査時に確認できるようにしてください。
- ② 検査に当たっては、工事の責任者等、工事内容を説明することができる者の立会いをお願いします。
- ③ 工事の計画を変更する場合には、あらかじめ変更の許可を受ける必要があります。
- ④ 検査の結果、不適当な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じ、再度、検査・確認を受ける必要があります。

<工事施工状況を報告する写真に関する留意事項>

構造物の寸法測定の状態を映す写真は、スタッフやポール等の器具を用いて、寸法等を確認できるようにしてください。なお、標準的な事項を下記に示していますが、規模や現地の状況に応じて必要な措置（締固め度Dcの管理や地すべり抑止杭の設置等）を行う場合は、当該工程については特に注意して管理してください。

工事内容	撮影項目	写真で明示する項目	スタッフやポールを用いる項目
盛土	盛土前の地盤	整形状況（湧水、地下水がないこと）	—
	地盤改良、置き換え工事	【設計に応じて】	必要な場合
	段切り	出来形寸法	○
	転圧	敷均し状況、まき出し寸法、転圧状況、施工時の仮設排水対策	○
	その他	【設計に応じて】 例)地すべり抑止杭、切土面の状況	必要な場合
擁壁	基礎地盤	転圧、整形状況、掘削深さ	○
	栗石地業、碎石地業	転圧、地業の幅	○
	根入れ	根入れ深さ	○
	躯体コンクリート	出来形寸法、鉄筋種別、径毎のピッチ	○
	水抜き穴・透水層	吸出し防止措置の状況、止水コンクリートの状況、透水層の厚さ	○
	隅角部補強コンクリート	出来形寸法、鉄筋種別、径毎のピッチ	○
	基礎コンクリート（練積み擁壁）	出来形寸法	○
	ブロック積み（練積み擁壁）	胴込めコンクリート充填状況、裏込めコンクリートの厚さ	○
	地盤への措置（地盤改良）	改良材の規格、混合状況、改良層の出来形寸法	○
	地盤への措置（杭基礎）	杭材の規格、杭打ちの状況、出来形寸法、杭頭処理の状況	○
排水施設	基礎地盤	配管及び桝の下の転圧、整形状況	—
	暗渠排水工	本管及び補助管の配管状況、材料	○
	基盤排水層、水平排水層	設置範囲、厚さ、材料、排水勾配	○

<工事施工状況を報告する書類に関する留意事項>

工事の内容に応じて、以下の書類を提出してください。

- ・ コンクリート4週強度試験結果報告書（L型擁壁等の鉄筋コンクリート構造物を設置する場合）
- ・ 改良地盤の地耐力試験結果報告書（擁壁の支持地盤の改良を行う等の場合）
- ・ 杭基礎の施工結果報告書（擁壁を杭基礎で支持する場合）
- ・ 確定測量図（新たに公共施設を設置する場合）

6 その他の届出等が必要となる工事

(1) 規制区域指定の際の工事に関する届出(法第21条第1項、第40条第1項)

規制区域指定の際、規制区域内において行われている宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する許可又は届出対象となる工事に着手している工事主は、規制区域が指定された日から21日以内(規制区域の指定日が令和7年10月1日(水)のため、同年10月22日(水)まで)に届出書を提出する必要があります。届出書を受理して以降、工事主の氏名又は名称、工事が施行される土地の位置図等を公表します。

なお、工事の着手とは、請負契約の締結又はそれに基づく労務者の雇い入れ、資材の購入、草刈若しくは看板の設置の段階ではなく、工事現場において設計図書等と照合して行う最初の土砂の搬入や掘削の開始を指します。

<届出に必要な書類>

書類の名称	内容
届出書	【宅地造成又は特定盛土等の場合】 ・省令様式第15
	【土石の堆積の場合】 ・省令様式第16
委任状	・申請手続きを申請者以外の者が行う場合

※ 届出内容に変更が生じる場合は、細則様式第16号を用いて、届け出てください。

<届出に必要な図面等(行われている盛土等が、特定盛土等規制区域内において許可が必要な規模(1(4)を参照すること)以上の場合)>

図面等の名称	明示すべき事項	備考
位置図	・縮尺、方位、道路及び目標となる地物	・工事を行う地点を明示すること。
地形図	・縮尺、方位及び土地の境界線(朱書き)	・等高線は、2メートルの標高差を示すもの。
土地の平面図	【宅地造成又は特定盛土等を行う場合】	
	・縮尺、方位及び土地の境界線(朱書き) ・盛土又は切土をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地すべり抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置(該当する事項を記載すること)	・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 ・盛土、切土部は凡例を付して着色すること。 ・盛土又は切土の高さ、面積、土量を記入すること。(届出書と整合させること)
	【土石の堆積を行う場合】	
	・縮尺、方位及び土地の境界線(朱書き) ・土石の堆積を行う土地の部分 ・勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置	・土石の堆積を行う土地(最大堆積土量の範囲)は凡例を付して着色すること。 ・堆積する土石の最大高さ、面積、土量を記入す

	・雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 (該当する事項を記載すること)	ること。(届出書と整合させること)
写真	・盛土若しくは切土又は土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真	・撮影箇所、方向を示した地図を添付すること。(地形図又は土地の平面図に記入してもかまいません。)

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出書は、次の要領で作成し、提出してください。

届出書作成に当たっての留意点

<宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について>

(1)共通	
工事施行者住所氏名	・工事の請負人又は請負契約によらないで、自らその工事を施行する者を記入してください。 ・法人であるときは、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。
工事をしている土地の所在及び地番 (代表地点の緯度経度)	・工事をしている土地について、地番までその全てを記入してください。 (一部の場合は、「～の一部」としてください。) ・土地の代表地点は、世界測地系に従って測量し、小数点第一位以下までを記入してください。(工事を行う場所の概ね中心としてください。)
工事をしている土地の面積	・届出に関連のある土地の総面積であって、盛土、切土を行わない道路、法面等を含みます。
(2)宅地造成又は特定盛土等に関する工事の場合	
盛土のタイプ	・下記を参考に該当する盛土のタイプに○印を付けてください。(複数選択可) ① 平地盛土:勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの ② 腹付け盛土:勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しない ③ 谷埋め盛土:谷や沢を埋め立てて行う盛土
盛土又は切土の高さ	・盛土、切土又は盛土と切土を同時に行う場合に該当する最大高さ(現況地盤面と造成後の地盤面の差が最も大きくなる箇所)を記入してください。
盛土又は切土をする土地の面積	・盛土又は切土をする土地の面積を記入してください。
(3)土石の堆積に関する工事の場合	
土石の堆積の最大堆積高さ	・工事が完了するまでの間で堆積される最大となる高さを記入してください。
土石の堆積を行う土地の面積	・土石の堆積を行う土地の面積を記入してください。

(2) 擁壁等に関する工事(除却工事)の届出(法第21条第3項、第40条第3項)

規制区域内において次の工事を行う場合は、工事に着手する14日前までに、届出書を提出する必要があります。なお、法第12条第1項又は第30条第1項の許可、法第16条第1項又は第35条第1項の変更許可、第16条第2項又は第35条第2項の届出及び都市計画法に基づく開発許可を受けたものは届出書を提出する必要はありません。

<届出が必要な工事>

工事の内容(政令第26条各項、政令第34条)
次の全部又は一部の除却工事を行う場合 (1) 高さが2m超の擁壁又は崖面崩壊防止施設 (2) 地表水等を排除するための排水施設 (3) 地すべり抑止ぐい等

<届出に必要な書類>

書類の名称	内容
届出書	・省令様式第17(省令第55条、省令第85条)
委任状	・申請手続きを申請者以外の者が行う場合

※ 届出内容に変更が生じる場合は、細則様式第17号を用いて、届け出てください。

(3) 公共施設用地の転用の届出(法第21条第4項、第40条第4項)

規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、転用した日から14日以内に、次の要領で届出書を作成し、届出書を提出する必要があります。なお、法第12条第1項又は第30条第1項の許可、法第16条第1項又は第35条第1項の変更許可、第16条第2項又は第35条第2項の届出及び都市計画法に基づく開発許可を受けたものは届出書を提出する必要はありません。

<届出に必要な書類>

書類の名称	内容
届出書	・省令様式第18(省令第56条、省令第86条)
委任状	・申請手続きを申請者以外の者が行う場合

(4) 法に適合していることの証明書の交付(省令第88条)

建築基準法では、建築確認に際し、盛土規制法等に適合することを確認する旨が規定されています。このことから、本適合証明書を建築確認申請書に添付することなどが考えられます。

なお、本適合証明書は、法に適合する場合に交付するものであり、許可が必要な規模等の要件を満たさず、宅地造成等の定義から外れる場合には、交付の対象となりません。

<交付に必要な書類>

書類の名称	内容
交付申請書	・細則様式第18号
添付書類	・建築確認申請に添付する位置図、配置図、平面図

7 様式等一覧

区分	手続きの種類	関係条文	様式
事前相談	事前相談書	—	参考様式
許可申請関係	当初	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書	省令様式第2号
		土石の堆積に関する工事の許可申請書	省令様式第4号
		資金計画書(宅地造成又は特定盛土等に関する工事)	省令様式第3号
		資金計画書(土石の堆積に関する工事)	省令様式第5号
	当初	設計者経歴書	法第13条第2項 法第31条第2項
		同意書	—
		事業経歴書	法第12条第2項 法第30条第2項
		誓約書	—
		周知措置報告書	—
		地権者同意一覧表	—
		—	参考様式
	変更	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書	法第16条第1項
		土石の堆積に関する工事の変更許可申請書	法第35条第1項
		宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微変更届出書	法第16条第2項 法第35条第2項
協議関係	当初	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書	法第15条第1項
		土石の堆積に関する工事の協議申出書	法第34条第1項
	変更	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書	法第16条第3項
		土石の堆積に関する工事の変更協議申出書	法第35条第3項
検査・定期報告関係	中間検査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書	法第18条第1項 法第37条第1項
	完了検査	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書	法第17条第1項 法第36条第1項
		土石の堆積に関する工事の確認申請書	法第17条第4項 法第36条第4項
	定期報告	宅地造成又は特定盛土等に係る工事の定期報告書	法第19条第1項
		土石の堆積に係る工事の定期報告書	法第38条第1項
届出工事関係	既存工事	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出	法第21条第1項
		土石の堆積に関する工事の届出	法第40条第1項
	新規工事	擁壁等に関する工事の届出書	法第21条第3項 法第40条第3項
		公共施設用地の転用の届出書	法第21条第4項 法第40条第4項
		特定盛土等に関する工事の届出書	法第27条第1項
		土石の堆積に関する工事の届出書	法第27条第1項
		特定盛土等に関する工事の変更届出書	法第28条第1項
		土石の堆積に関する工事の変更届出書	法第28条第1項
	変更	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する届出工事の変更届出書	細則第14条第1項
		擁壁等に関する届出工事の変更届出書	細則第14条第2項
標識	標識	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識	法第49条
		土石の堆積に関する工事の標識	—
選定	選定	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事施行者選定届出書	細則第8条
着手	着手	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の着手届	細則第9条
中止・再開・廃止	中止・再開・廃止	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工程の変更届出書	細則第10条
証明	証明	宅地造成又は特定盛土等に関する適合証明交付申請書	省令第88条

※ 各種様式は、高松市のホームページで公表しています。

<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/sogo/shinseisho/shinseisho/toshi/moridoyoushiki.html>

参考資料 盛土規制法関係規定等

- ・ 高松市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則
- ・ 申請等様式(省令様式)
- ・ 申請等様式(細則様式)

高松市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の施行に関し、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び政令において使用する用語の例による。

(身分証明書)

第3条 法第7条第1項（法第24条第2項において準用する場合を含む。）及び第2項のその身分を示す証明書は、様式第1号によるものとする。

(許可申請書に添えるべき書類)

第4条 省令第7条第1項第5号の資格を有する者であることを証する書類は、設計者経歴書（様式第2号）によるものとする。

2 省令第7条第1項第10号及び第2項第8号の全ての同意を得たことを証する書類は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の同意書（様式第3号）によるものとする。

3 省令第7条第1項第12号及び第2項第10号並びに第63条第1項第2号及び第2項第2号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、第1号に掲げる書類については、政令第23条各号に規定する規模の宅地造成若しくは特定盛土等又は政令第25条第2項各号に規定する規模の土石の堆積に関する工事に該当しない場合は、その添付を省略することができる。

(1) 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工程の概要を示した工事工程表

(2) 法第12条第1項又は第30条第1項の許可の申請に係る土地の区域及びその区域内において盛土若しくは切土をし、又は土石を堆積する土地

に係る求積図

- (3) 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の完了時における盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量を計算した書類
 - (4) 法第12条第2項第4号又は第30条第2項第4号の同意をした者が宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の同意書に押印した印の印鑑登録証明書又は印鑑証明書
 - (5) 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行に係る土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）及び不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し
 - (6) 工事主に係る預金残高証明書、融資証明書その他の資金の調達方法に応じた資金の調達を証する書類
 - (7) 工事主が、法人である場合にあっては直前3年の各事業年度の法人税に係る納税証明書、貸借対照表及び損益計算書並びに事業経歴書（土地の開発に係る事業の経歴を記載した書類をいう。以下同じ。）（様式第4号）、個人である場合にあっては直前3年の所得税に係る納税証明書
 - (8) 工事施行者が、法人である場合にあっては登記事項証明書及び事業経歴書（様式第4号）、個人である場合にあっては事業経歴書（様式第4号）
 - (9) 誓約書（様式第5号）
 - (10) その他市長が必要と認める書類
- 4 工事主は、法第12条第1項の許可に係る宅地造成等又は法第30条第1項の許可に係る特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の施行に係る土地を工区に分けたときは、省令第7条第1項第1号の表又は同条第2項第1号の表に掲げる図面に当該工区それぞれの位置、区域及び規模を明示しなければならない。

（協議の手続）

第5条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第15条第1項又は第34条第1項の協議をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書（様式第6号）の正本及び副本に、省令第7条第1項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる書類その他市長が必要と認める書

類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第 15 条第 1 項又は第 34 条第 1 項の協議をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の協議申出書（様式第 7 号）の正本及び副本に、省令第 7 条第 2 項第 1 号及び第 4 号に掲げる書類その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。
（変更の許可を要しない軽微な変更の届出）

第 6 条 法第 16 条第 2 項又は第 35 条第 2 項の規定による届出は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微変更届出書（様式第 8 号）により行うものとする。

（協議の変更の手續）

第 7 条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第 16 条第 3 項において準用する法第 15 条第 1 項又は法第 35 条第 3 項において準用する法第 34 条第 1 項の協議をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書（様式第 9 号）の正本及び副本に、第 5 条第 1 項に規定する書類のうち宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第 16 条第 3 項において準用する法第 15 条第 1 項又は法第 35 条第 3 項において準用する法第 34 条第 1 項の協議をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議申出書（様式第 10 号）の正本及び副本に、第 5 条第 2 項に規定する書類のうち土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して、市長に提出しなければならない。

（工事施行者の選定の届出）

第 8 条 法第 12 条第 1 項若しくは第 30 条第 1 項の許可（法第 15 条第 2 項又は第 34 条第 2 項の規定により、当該許可を受けたものとみなされるものを除く。）を受けた者（次条及び第 10 条において単に「許可を受けた者」という。）又は法第 27 条第 1 項の規定による届出（法第 27 条第 5 項の規定により、当該届出をしたものとみなされるものを除く。第 10 条において同じ。）をした者は、当該許可を受け、又は届出をした後に工事施行者を選定したときは、遅滞なく、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工

事施行者選定届出書（様式第 1 1 号）を市長に提出しなければならない。

（工事の着手届）

第 9 条 許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に着手したときは、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の着手届（様式第 1 2 号）を市長に提出しなければならない。

（工事の工程の変更の届出）

第 1 0 条 許可を受けた者又は法第 2 1 条第 1 項若しくは第 3 項、第 2 7 条第 1 項若しくは第 4 0 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による届出をした者は、当該許可又は届出に係る工事を中止し、中止した工事を再開し、又は工事を廃止しようとするときは、あらかじめ、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工程の変更届出書（様式第 1 3 号）を市長に提出しなければならない。

（工事の定期報告書）

第 1 1 条 省令第 4 8 条第 1 項及び第 7 8 条第 1 項の報告書は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（様式第 1 4 号）によるものとする。

2 省令第 4 8 条第 2 項及び第 7 8 条第 2 項の報告書は、土石の堆積に関する工事の定期報告書（様式第 1 5 号）によるものとする。

（工事の施行に係る土地を工区に分けたときの完了検査の手続）

第 1 2 条 法第 1 2 条第 1 項の許可に係る宅地造成若しくは特定盛土等又は法第 3 0 条第 1 項の許可に係る特定盛土等に関する工事について当該工事をする土地の区域を工区に分けた者は、法第 1 7 条第 1 項又は第 3 6 条第 1 項の検査を当該工区ごとに申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、法第 1 7 条第 1 項又は第 3 6 条第 1 項の検査及び法第 1 7 条第 2 項又は第 3 6 条第 2 項の規定による検査済証の交付を当該工区ごとに行うものとする。

3 法第 1 2 条第 1 項の許可又は第 3 0 条第 1 項に係る土石の堆積に関する工事について当該工事をする土地の区域を工区に分けた者は、法第 1 7 条第 4 項又は第 3 6 条第 4 項の確認を当該工区ごとに申請することができる。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、法第 1 7 条第 4 項又は第 3 6 条第 4 項の確認及び法第 1 7 条第 5 項又は第 3 6 条第 5 項の規定による

確認済証の交付を当該工区ごとに行うものとする。

（工事の施行に係る土地を工区に分けたときの中間検査の手続）

第 13 条 法第 12 条第 1 項の許可に係る宅地造成若しくは特定盛土等又は第 30 条第 1 項の許可に係る特定盛土等に関する工事について当該工事をする土地の区域を工区に分けた者は、法第 18 条第 1 項又は第 37 条第 1 項の検査を当該工区ごとに申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、法第 18 条第 1 項又は第 37 条第 1 項の検査及び法第 18 条第 2 項又は第 37 条第 2 項の規定による中間検査合格証の交付を当該工区ごとに行うものとする。

（届出工事の変更の届出）

第 14 条 法第 21 条第 1 項又は第 40 条第 1 項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する届出工事の変更届出書（様式第 16 号）を市長に提出しなければならない。

2 法第 21 条第 3 項又は法第 40 条第 3 項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、擁壁等に関する届出工事の変更届出書（様式第 17 号）を市長に提出しなければならない。

（宅地造成又は特定盛土等に関する証明書の交付の申請）

第 15 条 省令第 88 条の規定による書面の交付を受けようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する適合証明交付申請書（様式第 18 号）を市長に提出しなければならない。

（委任）

第 16 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

・申請等様式(省令様式)

様式第二

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法{第12条第1項}{第30条第1項}の 規定により、許可を申請します。 年 月 日 高松市長 殿 申請者 氏名					※手数料欄				
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)		()						
2	設計者住所氏名								
3	工事施行者住所氏名								
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)						
5	土地の面積		平方メートル						
6	工事着手前の土地利用状況								
7	工事完了後の土地利用								
8	盛土のタイプ		平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土						
9	土地の地形		溪流等への該当 有・無						
10 工事の概要	イ	盛土又は切土の高さ	メートル						
	ロ	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル						
	ハ	盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル					
			切土	立方メートル					
	ニ	擁壁	番号	構造	高さ	延長			
					メートル	メートル			
	ホ	崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長			
					メートル	メートル			
	ヘ	排水施設	番号	種類	内法寸法	延長			
					センチメートル	メートル			

	ト	崖面の保護の方法		
	チ	崖面以外の地表面の保護の方法		
	リ	工事中の危害防止のための措置		
	ヌ	その他の措置		
	ル	工事着手予定年月日		年 月 日
	ヲ	工事完了予定年月日		年 月 日
	ワ	工程の概要		
11 その他必要な事項				
※受付欄		※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員氏名				係員氏名
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。 5 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 6 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 7 8 欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。 8 9 欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 9 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。				

様式第三

資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）

1 収支計画

（単位 千円）

科目		金額
収 入	自己資金	
	借入金	
	処分収入	
	補助負担金	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	道路工事費	
	排水施設工事費	
	防災施設工事費	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度	年度	年度	計
支 出	事業費						
	用地費						
	工事費						
	附帯工事費						
	事務費						
	借入金利息						
	借入償還金						
	計						
収 入	自己資金						
	借入金						
	処分収入						
	補助負担金						
	計						
借入金の借入先							

様式第四

土石の堆積に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法{第12条第1項} {第30条第1項}の 規定により、許可を申請します。 年 月 日 高松市長 殿 申請者 氏名		※手数料欄	
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()	
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)	
5	土地の面積	平方メートル	
6	工事の目的		
7 工事の概要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の 崩壊を防止するた めの措置		
	ヘ 土石の堆積を行う 土地における地盤 の改良その他の必 要な措置		
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅
			メートル
チ	雨水その他の地表水 を有効に排除する 措置		

	リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置			
	ヌ 工事中の危害防止のための措置			
	ル その他の措置			
	ヲ 工事着手予定年月日	年	月	日
	ワ 工事完了予定年月日	年	月	日
	カ 工程の概要			
8 その他必要な事項				
※受付欄		※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員氏名				係員氏名
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 6 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 7 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。				

様式第五

資金計画書（土石の堆積に関する工事）

1 収支計画

（単位 千円）

科目		金額
収 入	自己資金	
	借入金	
	処分収入	
	補助負担金	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	防災施設工事費	
	撤去工事費	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度	年度	年度	計
支 出	事業費 用地費 工事費 附帯工事費 事務費 借入金利息						
	借入償還金 計						
収 入	自己資金 借入金						
	処分収入 補助負担金 計						
借入金の借入先							

様式第七

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法{第16条第1項}{第35条第1項}の 規定により、変更の許可を申請します。 年 月 日 高松市長 殿 申請者 氏名					※手数料欄				
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)		()						
2	設計者住所氏名								
3	工事施行者住所氏名								
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)						
5	土地の面積		平方メートル						
6	工事着手前の土地利用状況								
7	工事完了後の土地利用								
8	盛土のタイプ		平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土						
9	土地の地形		溪流等への該当 有・無						
10 工事の概要	イ	盛土又は切土の高さ	メートル						
	ロ	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル						
	ハ	盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル					
			切土	立方メートル					
	ニ	擁壁	番号	構造	高さ	延長			
					メートル	メートル			
	ホ	崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長			
					メートル	メートル			
	ヘ	排水施設	番号	種類	内法寸法	延長			
					センチメートル	メートル			

	ト	崖面の保護の方法		
	チ	崖面以外の地表面の保護の方法		
	リ	工事中の危害防止のための措置		
	ヌ	その他の措置		
	ル	工事着手予定年月日		
	ヲ	工事完了予定年月日		
	ワ	工程の概要		
11		その他の必要な事項		
12		変更の理由		
13		許可番号		
※受付欄		※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員氏名				係員氏名
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。 5 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 6 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 7 8 欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。 8 9 欄は、溪流等（令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 9 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。				

様式第八

土石の堆積に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第16条第1項} \\ \text{第35条第1項} \end{array} \right\}$ の 規定により、変更の許可を申請します。 年 月 日 高松市長 殿 申請者 氏名		※手数料欄		
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)			
2	設計者住所氏名			
3	工事施行者住所氏名			
4	土地の所在及び地番 (代表地点の緯度経度)			
5	土地の面積			
6	工事の目的			
7 工事の概要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ		メートル	
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積		平方メートル	
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量		立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配			
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の 崩壊を防止するた めの措置			
	ヘ 土石の堆積を行う 土地における地盤 の改良その他の必 要な措置			
	ト 空地の設置		番号	空地の幅
				メートル
チ	雨水その他の地表水 を有効に排除する 措置			

	リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置			
	ヌ 工事中の危害防止のための措置			
	ル その他の措置			
	ヲ 工事着手予定年月日	年	月	日
	ワ 工事完了予定年月日	年	月	日
	カ 工程の概要			
8	その他の必要な事項			
9	変更の理由			
10	許可番号	第 号		
※受付欄		※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員氏名				係員氏名
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 6 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 7 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。				

※ 受 付 欄

年 月 日

第 号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書

年 月 日

高松市長 殿

工事主 住所

氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第 1 7 条 第 1 項} \\ \text{第 3 6 条 第 1 項} \end{array} \right\}$ の規定による検査を申請し

ます。

1 工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
2 許 可 番 号	第 号
3 許 可 年 月 日	年 月 日
4 工 事 を し た 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備 考	

〔注意〕

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

※ 受 付 欄

年 月 日

第 号

土石の堆積に関する工事の確認申請書

年 月 日

高松市長 殿

工事主 住所

氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第 1 7 条 第 4 項} \\ \text{第 3 6 条 第 4 項} \end{array} \right\}$ の規定による確認を申請し

ます。

1 工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
2 許 可 番 号	第 号
3 許 可 年 月 日	年 月 日
4 工 事 を し た 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備 考	

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

※ 受 付 欄

年 月 日

第 号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書

年 月 日

高松市長 殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第 1 8 条 第 1 項} \\ \text{第 3 7 条 第 1 項} \end{array} \right\}$ の規定による中間検査
を申請します。

1 許 可 番 号	第 号		
2 許 可 年 月 日	年 月 日		
3 工事をしている土地の 所在地及び地番			
4 工事施行者住所氏名			
5 今回中間検査の対 象となる特定工程 に係る工事	検査実施回	第 回	
	特 定 工 程		
	特定工程に係る 工事終了年月日	年 月 日	
6 今回申請以前の 中間検査受検履歴	検査実施回	第 回	第 回
	特 定 工 程		
	中間検査合格証		
	番 号	第 号	第 号
	交付年月日	年 月 日	年 月 日
7 今回申請以降の 中間検査受検予定	検査実施回	第 回	第 回
	特 定 工 程		
	特定工程に係る 工事終了予定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
8 備 考			

[注意]

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 工事主又は4欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 6及び7欄は、記入欄が不足するときは、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

様式第十五

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

高松市長 殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第21条第1項} \\ \text{第40条第1項} \end{array} \right\}$ の規定により、下記の工事
について届け出ます。

記

1	工事施行者住所氏名	
2	工事を行っている 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)
3	工事を行っている 土地の面積	平方メートル
4	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土
5	盛土又は切土の高さ	メートル
6	盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル
7	盛土又は切土の土量	盛 土 立方メートル
		切 土 立方メートル
8	工事着手年月日	年 月 日
9	工事完了予定年月日	年 月 日
10	工事の進捗状況	

〔注意〕

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 3 4欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。

様式第十六

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

高松市長

殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第21条第1項
第40条第1項 } の規定により、下記の工事について届け出
ます。

記

1 工事施行者住所氏名	
2 工 事 を し て い る 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)
3 工 事 を し て い る 土 地 の 面 積	平方メートル
4 土 石 の 堆 積 の 最 大 堆 積 高 さ	メートル
5 土 石 の 堆 積 を 行 う 土 地 の 面 積	平方メートル
6 土 石 の 堆 積 の 最 大 堆 積 土 量	立方メートル
7 工 事 着 手 年 月 日	年 月 日
8 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
9 工 事 の 進 捗 状 況	

〔注意〕

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

様式第十七

擁壁等に関する工事の届出書

年 月 日

高松市長 殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第 2 1 条 第 3 項} \\ \text{第 4 0 条 第 3 項} \end{array} \right\}$ の規定により、下記の工事
について届け出ます。

記

1 工 事 が 行 わ れ る 土地の所在地及び地番	
2 行おうとする工事の 種 類 及 び 内 容	
3 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
4 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日

〔注意〕 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の
氏名を記入してください。

様式第十八

公共施設用地の転用の届出書

年 月 日

高松市長 殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第 2 1 条 第 4 項} \\ \text{第 4 0 条 第 4 項} \end{array} \right\}$ の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 転 用 し た 土地の所在地及び地番	
2 転 用 し た 土 地 の 面 積	平方メートル
3 転 用 前 の 用 途	
4 転 用 後 の 用 途	
5 転 用 年 月 日	年 月 日

〔注意〕 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十九

特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

高松市長 殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第27条第1項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()				
2	設計者住所氏名					
3	工事施行者住所氏名					
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)				
5	土地の面積	平方メートル				
6	工事着手前の土地利用状況					
7	工事完了後の土地利用					
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土				
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無				
10 工事の概要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル				
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル				
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル			
		切土	立方メートル			
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ	延長	
				メートル	メートル	

	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ヘ 排水施設	番 号	種 類	内 法 寸 法	延 長
				センチ メートル	メートル
	ト 崖面の保護の方法				
	チ 崖面以外の地表面 の 保 護 の 方 法				
	リ 工事中の危害防止 の た め の 措 置				
	ヌ そ の 他 の 措 置				
	ル 工事着手予定年月日	年	月	日	
	ヲ 工事完了予定年月日	年	月	日	
ワ 工 程 の 概 要					
11 その他必要な事項					
〔注意〕 1 届出者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 8 欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。 6 9 欄は、溪流等（令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 7 11 欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。					

様式第二十

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

高松市長 殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第27条第1項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()
2	設計者住所氏名	
3	工事施行者住所氏名	
4	土地の所在及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)
5	土地の面積	平方メートル
6	工事の目的	
7 工事の概要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配	
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の 崩壊を防止するた めの措置	
	ヘ 土石の堆積を行う 土地における地盤 の改良その他の必要 な措置	

	ト 空 地 の 設 置	番 号	空 地 の 幅			
			メ ー ト ル			
チ	雨水その他の地表水を有効に排除する措置					
リ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置					
ヌ	工事中の危害防止のための措置					
ル	その他の措置					
ヲ	工事着手予定年月日	年	月	日		
ワ	工事完了予定年月日	年	月	日		
カ	工 程 の 概 要					
8 そ の 他 必 要 な 事 項						
〔注意〕 1 届出者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 6 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。						

様式第二十一

特定盛土等に関する工事の変更届出書

年 月 日

高松市長 殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第28条第1項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 工事の概要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル

	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ヘ 排水施設	番 号	種 類	内 法 寸 法	延 長
				センチ メートル	メートル
	ト 崖面の保護の方法				
	チ 崖面以外の地表面 の 保 護 の 方 法				
	リ 工事中の危害防止 の た め の 措 置				
	ヌ そ の 他 の 措 置				
	ル 工事着手予定年月日	年	月	日	
	ヲ 工事完了予定年月日	年	月	日	
ワ 工 程 の 概 要					
11 その他必要な事項					
12 変 更 の 理 由					
〔注意〕 1 届出者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 8 欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。 6 9 欄は、溪流等（令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 7 11 欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。					

様式第二十二

土石の堆積に関する工事の変更届出書

年 月 日

高松市長 殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第28条第1項の規定により、下記の工事の変更について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()
2	設計者住所氏名	
3	工事施行者住所氏名	
4	土地の所在及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒)
5	土地の面積	平方メートル
6	工事の目的	
7 工事の概要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配	
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の 崩壊を防止するた めの措置	
	ヘ 土石の堆積を行う 土地における地盤 の改良その他の必 要な措置	

ト空地の設置	番 号	空地の幅
		メートル
雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
又 工事中の危害防止のための措置		
ルその他の措置		
ヲ 工事着手予定年月日	年	月 日
ヲ 工事完了予定年月日	年	月 日
カ 工程の概要		
8 その他必要な事項		
9 変更の理由		
〔注意〕 1 届出者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 6 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。		

様式第二十三

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

90センチメートル以上					
70センチメートル以上	{ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可 } 済標識 { 特定盛土等に関する工事の届出 }				
	1	工事主の住所氏名			見 取 図
	2	許可番号	第 号		
	3	許可又は届出年月日	年 月 日		
	4	工事施行者の氏名			
	5	現場管理者の氏名			
	6	盛土又は切土の高さ	メートル		
	7	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		
	8	盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル	
			切土	立方メートル	
	9	工事着手予定年月日	年 月 日		
	10	工事完了予定年月日	年 月 日		
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先				
12	許可又は届出担当の高松市部局名称連絡先				
50センチメートル以上					

〔注意〕

- 1 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9 及び10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

様式第二十四

土石の堆積に関する工事の標識

90センチメートル以上				
70センチメートル以上	土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識			
	1	工事主の住所氏名	見 取 図	
	2	許可番号		第 号
	3	許可又は届出年月日		年 月 日
	4	工事施行者の氏名		
	5	現場管理者の氏名		
	6	土石の堆積の最大堆積高さ		メートル
	7	土石の堆積を行う土地の面積		平方メートル
	8	土石の堆積の最大堆積土量		立方メートル
	9	工事着手予定年月日		年 月 日
	10	工事完了予定年月日		年 月 日
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
12	許可又は届出担当の高松市課名称連絡先			
50センチメートル以上				

〔注意〕

- 1 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9 及び10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

・申請等様式(細則様式)

設計者経歴書

年 月 日

1	設 計 者	氏 名				
		現 住 所				
		勤務先の名称及び 所在地				
2	学 歴	学 校 名				
		学 部 名 及 び 学 科 名				
		所 在 地				
		修 業 年 限				
3	資 格 免 許 等	技 術 士 (年 月 日取得) 部 門				
		一 級 建 築 士 年 月 日取得				
		都市計画法施行規則（昭和41年建設省令第49号） 第19条第1号ト該当 年 月 日修了				
4	実 務 経 歴	勤務先の名称	実 務 の 内 容	実 務 に 従 事 し た 期 間	期 間 合 計	
				年 月～ 年 月	年 月	
				年 月～ 年 月	年 月	
				年 月～ 年 月	年 月	
				年 月～ 年 月	年 月	
				年 月～ 年 月	年 月	
		計			年 月	
5	設 計 履 歴	工 事 主 名	工事施行者名	工 事 場 所	工 事 面 積 (m ²)	許 認 可 等 の 年月日及び番号

注

1 「学歴」欄は宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第22条第1号から第4号までに掲げる課程を修めているものを記載してください。これらに該当しないときは最終学歴を記載してください。

2 「学歴」欄及び「資格免許等」欄に記載の内容を証明することができる書面（資格証明書、卒業証明書等）を添付して提出してください。

3 「実務の内容」欄には、土木又は建築の技術に関する実務経験を記入してください。

年 月 日

工事主

様

権利者 住 所
氏 名 印
(法人にあっては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名)

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の同意書

次に記載の土地に係る宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づく、

{宅地造成
特定盛土等
土石の堆積}に関する工事を施行することについて、次のとおり同意します。

土地の所在地及び地番	地 目	地 積	権利の種類	摘 要
		m ²		
		m ²		
		m ²		
		m ²		
		m ²		
		m ²		

注

- 1 権利者の押印した印の印鑑登録証明書又は印鑑証明書を添付してください。
- 2 「工事主」欄には、法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 宅地造成、特定盛土等、土石の堆積は、該当しないものを抹消してください。
- 4 「権利の種類」欄には、所有権、地上権、質権、賃借権等の種類を記入してください。
- 5 共有地の場合は、それぞれの持分を「摘要」欄に記入してください。

事業経歴書

年 月 日

工 事 主 住 所
(工事施行者)

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
(並びに名称及び代表者の氏名)

番号	工 事 の 名 称	工事施行場所	面 積	許 認 可 の 番 号 及 び 年 月 日	着 工 及 び 完 了 年 月
1			m ²	第 年 月 日 第 年 月 日	年 月 着工 年 月 完了
2			m ²	第 年 月 日 第 年 月 日	年 月 着工 年 月 完了
3			m ²	第 年 月 日 第 年 月 日	年 月 着工 年 月 完了
4			m ²	第 年 月 日 第 年 月 日	年 月 着工 年 月 完了
5			m ²	第 年 月 日 第 年 月 日	年 月 着工 年 月 完了
6			m ²	第 年 月 日 第 年 月 日	年 月 着工 年 月 完了
7			m ²	第 年 月 日 第 年 月 日	年 月 着工 年 月 完了
8			m ²	第 年 月 日 第 年 月 日	年 月 着工 年 月 完了

注

- 1 工事主、工事施行者は、該当しないものを抹消してください。
- 2 「工事の名称」欄は、法令に基づくものであるか否かを問わず、土地の開発に係る工事に関するものを記載してください。
- 3 「許認可の番号及び年月日」欄は、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）に基づく開発許可又は宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号）に基づく工事の許可を取得している場合に記載してください。

年 月 日

（宛先）高松市長

工事主 住 所

氏 名

（法人又は組合にあつては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名）

誓 約 書

私（法人又は組合の場合はその役員を含む。）は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号。以下「本法」という。）に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

- 1 私（法人又は組合の場合にあつてはその役員を含む。）は次のいずれにも該当しません。
 - （1） 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - （2） 本法又は本法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者（本法の許可の権限を有する者が必要と認める場合は、他の法律又は当該他の法律に基づく処分に違反をした者を含む。）
 - （3） 本法第 12 条、第 16 条、第 30 条又は第 35 条の許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があつた日前 60 日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。）
 - （4） その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - （5） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
 - （6） 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は、暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - （7） 法人又は組合であつて、その役員のうちに（6）に該当する者があるもの
 - （8） 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 2 1 の（5）から（8）までのいずれかに該当する疑いが生じた場合は、当方の個人情報警察に提供することについても同意いたします。

様式第 6 号（第 5 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

協議申出者 住所
氏名

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書

宅地造成及び特定盛土等規制法 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第 1 5 条第 1 項} \\ \text{第 3 4 条第 1 項} \end{array} \right\}$ の規定により協議を申し出
ます。

1	工 事 主 住 所 氏 名				
2	設 計 者 住 所 氏 名				
3	工 事 施 行 者 住 所 氏 名				
4	土地の所在地及び地番 （代表地点の緯度経度）	（緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒）			
5	土 地 の 面 積	m ²			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛 土 の タ イ プ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土 地 の 地 形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	ア 盛土又は切土の高さ	m			
	イ 盛土又は切土をする 土 地 の 面 積	m ²			
	ウ 盛土又は切土の土量	盛 土	m ³		
		切 土	m ³		
	エ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				m	m
	オ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				m	m
	カ 排 水 施 設	番 号	種 類	内 法 寸 法	延 長
			cm	m	

キ	崖面の保護の方法		
ク	崖面以外の地表面の保護の方法		
ケ	工事中の危害防止のための措置		
コ	その他の措置		
サ	工事着手予定年月日	年	月 日
シ	工事完了予定年月日	年	月 日
ス	工程の概要		
11	その他の必要な事項		
※ 受 付 欄	※ 決裁欄	※ 協議成立に当たって付した条件	※ 協議成立番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。 4 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 5 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 6 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。 7 9欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 8 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。			

年 月 日

（宛先）高松市長

協議申出者 住所
氏名

土石の堆積に関する工事の協議申出書

宅地造成及び特定盛土等規制法 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第 1 5 条第 1 項} \\ \text{第 3 4 条第 1 項} \end{array} \right\}$ の規定により協議を申し出
ます。

1	工 事 主 住 所 氏 名		
2	設 計 者 住 所 氏 名		
3	工 事 施 行 者 住 所 氏 名		
4	土地の所在地及び地番 （代表地点の緯度経度）	（緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒）	
5	土 地 の 面 積	m ²	
6	工 事 の 目 的		
7 工 事 の 概 要	ア 土石の堆積の最大 堆 積 高 さ	m	
	イ 土石の堆積を行う 土 地 の 面 積	m ²	
	ウ 土石の堆積の最大 堆 積 土 量	m ³	
	エ 土石の堆積を行う 土 地 の 最 大 勾 配		
	オ 勾配が 1 0 分の 1 を超える土地にお ける堆積した土石 の崩壊を防止する た め の 措 置		
	カ 土石の堆積を行う 土地における地盤 の改良その他の必 要 な 措 置		
	キ 空 地 の 設 置	番 号	空地の幅
		m	

ク	雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
ケ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
コ	工事中の危害防止のための措置		
サ	その他の措置		
シ	工事着手予定年月日	年	月 日
ス	工事完了予定年月日	年	月 日
セ	工程の概要		
8	その他必要な事項		
※受付欄	※決裁欄	※協議成立に当たって付した条件	※協議成立番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 7欄ケは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 6 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。			

様式第 8 号（第 6 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

工事主 住 所
氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
（並びに名称及び代表者の氏名）

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微変更届出書

次のとおり宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について軽微な変更をしたので、宅地造成及び特定盛土等規制法 $\left\{\begin{array}{l} \text{第 1 6 条第 2 項} \\ \text{第 3 5 条第 2 項} \end{array}\right\}$ の規定により届け出ます。

1 許可年月日及び番号 年 月 日 第 号

2 土地の所在地及び地番

3 変更事項

事項	変更前	変更後

4 変更の理由

年 月 日

（宛先）高松市長

協議申出者 住所
氏名

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書

宅地造成及び特定盛土等規制法 $\left\{\begin{array}{l} \text{第 1 6 条第 3 項において準用する法第 1 5 条第 1 項} \\ \text{第 3 5 条第 3 項において準用する法第 3 4 条第 1 項} \end{array}\right\}$

の規定により協議を申し出ます。

1	工 事 主 住 所 氏 名				
2	設 計 者 住 所 氏 名				
3	工 事 施 行 者 住 所 氏 名				
4	土地の所在地及び地番 （代表地点の緯度経度）	（緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒）			
5	土 地 の 面 積	m ²			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛 土 の タ イ プ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土 地 の 地 形	溪流等への該当 有・無			
10 工 事 の 概 要	ア 盛土又は切土の高さ	m			
	イ 盛土又は切土をする 土 地 の 面 積	m ²			
	ウ 盛土又は切土の土量	盛 土	m ³		
		切 土	m ³		
	エ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				m	m
	オ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				m	m
	カ 排 水 施 設	番 号	種 類	内 法 寸 法	延 長
			cm	m	

キ	崖面の保護の方法		
ク	崖面以外の地表面の保護の方法		
ケ	工事中の危害防止のための措置		
コ	その他の措置		
サ	工事着手予定年月日	年	月 日
シ	工事完了予定年月日	年	月 日
ス	工程の概要		
11	その他必要な事項		
12	変更の理由		
13	協議成立番号	第 号	
※ 受付欄	※ 決裁欄	※ 変更協議成立に 当たって付した条件	※ 変更協議成立 番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 6 8 欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。 7 9 欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 8 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。			

年 月 日

（宛先）高松市長

協議申出者 住所
氏名

土石の堆積に関する工事の変更協議申出書

宅地造成及び特定盛土等規制法 $\left\{\begin{array}{l} \text{第 1 6 条第 3 項において準用する法第 1 5 条第 1 項} \\ \text{第 3 5 条第 3 項において準用する法第 3 4 条第 1 項} \end{array}\right\}$

の規定により協議を申し出ます。

1	工 事 主 住 所 氏 名		
2	設 計 者 住 所 氏 名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番 （代表地点の緯度経度）	（緯度： 度 分 秒、経度： 度 分 秒）	
5	土 地 の 面 積	m ²	
6	工 事 の 目 的		
7 工 事 の 概 要	ア 土石の堆積の最大 堆 積 高 さ	m	
	イ 土石の堆積を行う 土 地 の 面 積	m ²	
	ウ 土石の堆積の最大 堆 積 の 土 量	m ³	
	エ 土石の堆積を行う 土 地 の 最 大 勾 配		
	オ 勾配が 1 0 分の 1 を超える土地にお ける堆積した土石 の崩壊を防止する た め の 措 置		
	カ 土石の堆積を行う 土地における地盤 の改良その他の必 要 な 措 置		
	キ 空 地 の 設 置	番 号	空地の幅
		m	

ク	雨水その他の地表 水を有効に排除す る 措 置		
ケ	堆積した土石の崩 壊に伴う土砂の流 出を防止する措置		
コ	工事中の危害防止 の ため の 措 置		
サ	そ の 他 の 措 置		
シ	工事着手予定年月日	年	月 日
ス	工事完了予定年月日	年	月 日
セ	工 程 の 概 要		
8	そ の 他 必 要 な 事 項		
9	変 更 の 理 由		
10	協 議 成 立 番 号	第 号	
※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄	※ 変 更 協 議 成 立 に 当 た っ て 付 し た 条 件	※ 変 更 協 議 成 立 番 号 欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 7 欄ケは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 6 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。			

様式第 1 1 号（第 8 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

工事主 住 所
氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
（並びに名称及び代表者の氏名）

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事施行者選定届出書

次のとおり工事施行者を選定したので、高松市宅地造成及び特定盛土等規制
法施行細則第 8 条の規定により届け出ます。

1 許可年月日及び番号 又は届出年月日	年 月 日 第 号
2 土地の所在地及び地番	
3 選 定 年 月 日	年 月 日
4 工事施行者住所氏名	

注 「工事施行者住所氏名」欄には、法人にあつては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第 1 2 号（第 9 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

工事主 住 所
氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
（並びに名称及び代表者の氏名）

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の着手届

次のとおり宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に着手したので、高松市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第 9 条の規定により届けます。

1 許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
2 土地の所在地及び地番	
3 着手年月日	年 月 日
4 担当者連絡先	氏名 事務所の所在地 電話番号

年 月 日

（宛先）高松市長

工事主 住 所
氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
並びに名称及び代表者の氏名）

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工程の変更届出書

次のとおり宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を $\left\{ \begin{array}{l} \text{中止} \\ \text{再開} \\ \text{廃止} \end{array} \right\}$ したので、高松市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第 1 0 条の規定により届け出ます。

1 許可年月日及び番号 又は届出年月日	年 月 日 第 号
2 中止・再開・廃止 年 月 日	年 月 日
3 変更の理由	
4 工事進捗状況 及び防災措置	

注 中止、再開、廃止のうち該当しないものは、抹消してください。

年 月 日

（宛先）高松市長

工事主 住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
（並びに名称及び代表者の氏名）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

宅地造成及び特定盛土等規制法 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第 1 9 条第 1 項} \\ \text{第 3 8 条第 1 項} \end{array} \right\}$ の規定により、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の実施の状況等について、次のとおり報告をします。

1	土地の所在地及び地番			
2	工事の許可年月日 及び番号	年 月 日	第 号	
3	報告年月日	第 1 回目	第 2 回目	第 3 回目
		年 月 日	年 月 日	年 月 日
4	報告の時点における 盛土又は切土の高さ	m	m	m
5	報告の時点における 盛土又は切土の面積	m ²	m ²	m ²
6	報告の時点における 盛土又は切土の土量	m ³	m ³	m ³
7	報告の時点における 擁壁等（法第 1 3 条第 1 項の規定による「擁 壁等」をいう。）に関 する工事の施行状況			

注

- 1 第 4 回目以降の報告を行う場合は、3 欄を修正して使用してください。
- 2 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付してください。

年 月 日

（宛先）高松市長

工事主 住所

氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
（並びに名称及び代表者の氏名）

土石の堆積に関する工事の定期報告書

宅地造成及び特定盛土等規制法 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第 1 9 条第 1 項} \\ \text{第 3 8 条第 1 項} \end{array} \right\}$ の規定により、土石の堆積
に関する工事の実施の状況等について、次のとおり報告をします。

1	土地の所在地及び地番			
2	工事の許可年月日 及び番号	年 月 日	第 号	
3	報告年月日	第 1 回目	第 2 回目	第 3 回目
		年 月 日	年 月 日	年 月 日
4	報告の時点における 土石の堆積の高さ	m	m	m
5	報告の時点における 土石の堆積の面積	m ²	m ²	m ²
6	報告の時点における 堆積されている 土石の土量	m ³	m ³	m ³
7	前回の報告の時点から 新たに堆積された土石 の土量及び除却された 土石の土量	m ³	m ³	m ³

注

- 1 第 4 回目以降の報告を行う場合は、3 欄を修正して使用してください。
- 2 報告の時点における土石の堆積を行っている土地の状況（堆積している土石の高さ、確保すべき空地、地表水を排除する措置の状況、柵等の設置状況等）及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付してください。

年 月 日

（宛先）高松市長

工事主 住 所
氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
（並 び に 名 称 及 び 代 表 者 の 氏 名）

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する届出工事の変更届出書

宅地造成及び特定盛土等規制法 $\left\{\begin{array}{l} \text{第 2 1 条第 1 項} \\ \text{第 4 0 条第 1 項} \end{array}\right\}$ の規定により届け出た宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について変更したいので、高松市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第 1 4 条第 1 項の規定により届け出ます。

1 当 初 の 届 出 年 月 日	
2 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
3 変 更 事 項	
4 変 更 の 理 由	

年 月 日

（宛先）高松市長

届出者 住 所
氏 名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
（並びに名称及び代表者の氏名）

擁壁等に関する届出工事の変更届出書

宅地造成及び特定盛土等規制法 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第 2 1 条第 3 項} \\ \text{第 4 0 条第 3 項} \end{array} \right\}$ の規定により届け出た擁壁
等に関する工事について変更したいので、高松市宅地造成及び特定盛土等規制
法施行細則第 1 4 条第 2 項の規定により届け出ます。

1 当 初 の 届 出 年 月 日	
2 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
3 変 更 事 項	
4 変 更 の 理 由	

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 住 所
氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
（並びに名称及び代表者の氏名）

宅地造成又は特定盛土等に関する適合証明交付申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第 88 条の規定により、宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項、第 16 条第 1 項、第 30 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の規定に適合していることを証する書面の交付を申請します。

1	工 事 主 の 住 所 及 び 氏 名	
2	許 可 の 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
3	土地の所在地及び地番	
4	工 事 の 検 査 済 証 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
5	担 当 者 連 絡 先	氏名 事務所の所在地 電話番号
※ 証 明 欄	第 号 上記の事項は、宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項、 第 16 条第 1 項、第 30 条第 1 項又は第 35 条第 1 項の規定に適合して いることを証明します。 年 月 日 高松市長 印	

注

- 1 「工事主の住所及び氏名」欄には、法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 ※印のある欄は、記入しないでください。